

ニ至ル者ハ、流三等埋、葬金
二十五兩ヲ追給ス、兄弟伯
叔ノ毆ツ者ハ、本律ニ依リ、
後ニ手ヲ下シテ、理直ナル
者モ、減セス、

若シ毆毆ニ因テ、互ヒニ毆
傷ヲ相負フハ、双方ノ傷
ヒシ傷ノ輕重ヲ驗シテ、傷
ニ重リ罪ノ輕重ヲ定ム、其
罪ヲ定ムルヤ、後ナニ手ヲ

等ヲ減ス、

毆毆ノ件、人ニ傷ヲ負ハ
スルニ、鎌刀ヤ菜刀ナド
ヲ用ユルモ、傷輕キナレ
ハ、懲役七十日ニ罪ス、仍
ホ輕ケレハ、七十日ヨリ
三等ヲ減シテ罪ス、

オロシテ、理ノ直ナル者ハ、
本罪ニ二等ヲ減ス、然レモ
篤疾ニ至ラシムルナレハ、
仍ホ金二十兩ヲ追取シ、篤
疾者ニ給付シテ、養贍セシ
ム、死ニ至ラシムルハ、流
三等ニ罪シ、外ニ埋葬金ト
シテ、二十五圓ヲ追取シ、死
者ノ家ニ給ス、兄弟伯叔ヲ
毆ツ者ハ、本律ニマカセテ、
タトヒ後ナニ手ヲ下シテ、
理ノ直ナル者モ、罪等ヲ減
セヌナリ、

宮殿内忿争

宮殿内忿争條例

凡宮殿内ニ於テ、忿争スル者ハ、答五十、相毆ツ者ハ、杖一百、折傷以上ハ、凡闘傷ニ二
 等ヲ加フ、罪流三等ニ止ル、
 刃ヲ以テ相向フ者ハ、流三
 等、
 御殿内ニ於テ、口論スル者ハ、答五十、罪六、打テ合
 フ者ハ、杖一百、罪六、毆ツ

第二百十五條 凡皇城門
 ニ擅入スル者ハ、懲役五
 十日、宮殿ニ擅入スル者
 ハ、懲役百日、
 御城ノ御門内ニ擅ニ入
 ル者ハ、懲役五十日ニ罪
 ス、御殿内ニ擅入スル者
 ハ、懲役百日ニ罪ス、

折傷以上ハ、傷類別ニ大
 小者ハ、折傷ニ二等ヲ加
 テ、罪流三等ニ止ル、折傷以
 上ハ、折傷ニ二等ヲ加
 テ、罪流一等ニ止ル、
 毆本屬長官
 凡吏卒軍民、本屬ノ勅任長
 官ヲ毆ツ者ハ、流一等、傷ス
 ル者ハ、流三等、折傷以上ハ、
 殺、其長官ニ非ル、勅任官ヲ

第二百十六條 凡勅任官
 ヲ毆ツ者ハ、懲役五年、傷
 スル者ハ、懲役十年、折傷
 毆官吏律 原毆本屬長
 官律

毆ツ者ハ、徒二年半、傷スル

者ハ、流一等、折傷以上ハ、流

三等、癡疾ハ、絞、

吏卒ヤ、軍民、其支配ヲ受ル
所ノ勅任長官ヲ毆ツ者ハ、
流一等ニ罪ス、毆テ傷ヲ負
ハスル者ハ、流三等ニ罪ス、
折傷以上ノ傷ヲ負ハスル
者ハ、絞罪ニ處ス、本属タリ
トシ、長官ニ非サル勅任
官ヲ毆ツ者ハ、徒二年半
ニ罪ス、傷ヲ負ハスル者ハ、
流一等ニ罪ス、折傷以上ノ

以上ハ、絞、

至人タル者、勅任官ヲ毆
ツ者ハ、懲役五年ニ罪ス、
傷ヲ負ハスル者ハ、懲役
十年ニ罪ス、折傷以上ノ
傷ヲ負ハスル者ハ、絞罪
ニ處ス、

若シ奏任官ヲ毆ツ者ハ、
懲役二年、傷スル者ハ、懲
役三年、折傷以上ハ、懲役
七年、癡疾ハ、絞、若シ判任

重傷ハ、流三等ニ罪ス、傷ツ
ケテ癡疾トナス者ハ、絞罪
ニ處ス、

若シ奏任官長ヲ毆ツ者ハ、

徒二年、傷スル者ハ、徒三年、

折傷以上ハ、流二等、癡疾ハ、

絞、其長官ニ非ル、奏任官ヲ

毆ツ者ハ、徒一年、傷スル者

ハ、徒二年、折傷以上ハ、流一

官ヲ毆ツ者ハ、懲役九十

日、傷スル者ハ、懲役一年、

折傷以上ハ、懲役三年、癡

疾ハ、懲役五年、篤疾ハ、絞、

死ニ至ル者ハ、並ニ斬、

等廢疾ハ、流二等篤疾ハ、絞

若シ委任長官ヲ毆打スル者ハ、徒二年ニ罪ス、打テ傷ヲ負ハスル者ハ、徒三年ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲシテハ、流二等ニ罪ス、廢疾ニ致スル者ハ、絞罪ニ處ス、其長官ニテナキ委任官ヲ毆ツ者ハ、徒一年ニ罪ス、傷ヲ負ハスル者ハ、徒二年ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲシテハ、流一等ニ罪ス、廢疾ニ致セハ、流二等篤疾ニ致セハ、絞罪ニ處ス、若シ判任長官ヲ毆ツ者ハ、

官ニ任ズル者ハ、徒一年ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲシテハ、流一等ニ罪ス、廢疾ニ致セハ、流二等篤疾ニ致セハ、絞罪ニ處ス、若シ判任長官ヲ毆ツ者ハ、

杖九十傷スル者ハ、徒一年

折傷以上ハ、徒三年廢疾ハ、

流一等篤疾ハ、絞死ニ至ル

者ハ、並ニ斬

若シ判任ノ長官ヲ毆打スル者ハ、杖九十ニ罪ス、傷ヲ負ハスル者ハ、徒一年ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲ負ハスル者ハ、徒三年ニ罪ス、廢疾ニ致セハ、流一等ニ罪ス、篤疾ニ致スハ、絞罪ニ處ス、死ニ至ラシムル者ハ、勅奏判ト

モ、並ニ斬罪ニ處ス、

其本屬ニ非ル者ハ、各二等

ヲ減ス、減シテ罪凡闘ヨリ

輕ク、若クハ等シキ者ハ、凡

闘ニ一等ヲ加ヘ、加ヘテ死

ニ入ル、

本屬ニアラサル勅任官、妻

任官判任官、ヲ毆打シ、傷ヲ

負ハシ、折傷以上ニシ、癡疾

ニナシ、篤疾ニナス者ハ、長

官ニ係ル罪ヨリ、各二等ヲ
減ス、減シタルトコロ、其罪
凡闘ノ罪ヨリ輕キニ至ル
カ、若クハ同等位ナレハ、凡
闘ノ罪ニ一等ヲ加ヘテ罪
ス、加ユルタメニ、罪、死ニ入
レハ、死罪ニ處ス、

毆官吏條例

第二百十七條 凡判任官

勅任官ヲ毆ツ者ハ、懲役

九十日、傷スル者ハ、懲役

官ヲ毆ツ者ハ懲役七十
 日、傷スル者ハ懲役百日、
 折傷以上ハ懲役三年、廢
 疾ハ懲役十年、篤疾ハ絞
 死ニ至ル者ハ並ニ斬、

一年半、折傷以上ハ懲役
 五年、癡疾ハ絞、若シ奏任
 官ヲ毆ツ者ハ懲役七十
 日、傷スル者ハ懲役百日、
 折傷以上ハ懲役三年、廢
 疾ハ懲役十年、篤疾ハ絞
 死ニ至ル者ハ並ニ斬、

新律綱領圖毆律下 ○十一

改定律例圖毆律 ○十一
 判任官タル者、勅任官ヲ
 毆打スレハ懲役九十日
 ニ罪ス、傷ヲ負ハスレハ
 懲役一年半ニ罪ス、折傷
 以上ノ傷ナレハ懲役五
 年ニ罪ス、癡疾ニナレハ
 絞罪ニ處ス、若シ奏任官
 ヲ毆打スレハ懲役七十
 日ニ罪ス、傷ヲ負ハスレ
 ハ懲役百日ニ罪シ、折傷
 以上ノ傷ヲ負ハスレハ
 懲役三年ニ罪シ、癡疾ニ
 致セハ懲役十年ニ罪シ
 篤疾ニ致セハ絞罪ニ處
 ス、死ニ致セハ勅任、奏任

トモ、並ニ斬罪ニ處ス、

第二百十八條 凡奏任官
勅任官ヲ毆ツ者ハ、判任
官、奏任官ヲ毆ツト、罪同
シ、其勅任官、奏任官ヲ毆
テ、及ヒ奏任官、判任官ヲ
毆ツ者ハ、並ニ、凡、聞、毆ヲ
以テ論ス、

奏任官タル者、勅任官ヲ
毆打スレハ、其罪、判任官
ガ奏任官ヲ毆ツト同シ、
其勅任官タル者、奏任官
ヲ毆打シタリ、奏任官タル
者、判任官ヲ毆打シタ
リスルハ、何レモ凡、聞、毆
トテ、通途オシワタリノ
毆打ヲ以テ論ス

拒毆官司差人

凡官司、人ヲ所屬ニ差遣シ

錢糧ヲ追徴シ、公事ニ勾攝

ユヨヤニテゴトヲメシツレニカレ

人ヲ召連ニ
來ルヲ云フ、スルニ、抗拒シ
テ服セサル者ハ、杖六十、毆ツ
者ハ、杖八十、内損耳目中ヨ
リ出血シ
タリ、内損吐血
スル者ヲ云フ、以上ハ、各凡
闘傷ニ、二等ヲ加ヘ、罪、流三
等ニ止ル、死ニ至ル者ハ、斬
官司ヨリ、人ヲ所屬地ニ差
遣サレテ、年貢運上ノ錢糧
ヲ取立テタリ、御用ニテ人

ヲ召連レニ來ルニ、其官人
ヲハ、家ノ内ヘ立入ラセズ、
或ハ召ニマヒラヌ者ハ、杖
六十ニ罪ス、毆打スル者ハ、
杖八十ニ罪ス、内損以上ナ
シハ、折傷癢疾篤疾トモ、凡
闘ニ二等ヲ加ヘ、罪、流三等
ニ止ル、死ニ至ラシムル者
ハ、斬罪ニ處ス、

毆受業師

凡文武百工技藝ノ人、受業
師ヲ毆ツ者ハ、凡闘傷ニ二

毆受業師條例

第二百十九條 凡受業師
ヲ毆テ、死ニ至ル者ハ、斬

等ヲ加ヘ、罪、流三等ニ止ル、
死ニ至ルハ、斬、

文學、武術、諸工匠、技藝ヲ學
テ、我家業トシ、身ヲ立ル者、其
師匠ヲ毆打スレハ、凡、鬪傷
ヨリ二等ヲ加ヘテ罪ス、然
レモ、罪、流三等ニ止ルナリ、
若シ、毆打シテ、死ニ至ラシ
ムレハ、斬罪ニ處ス、

威力制縛

凡威力ヲ以テ、人ヲ制縛シ、

改テ、懲役終身

弟子、其受業師ヲ毆テ、死
ニ至ル者ハ、斬罪ニ處スル
ヲ改メ、懲役終身トナス、

及ヒ私家ニ於テ、拷打拷問

監禁牢へ入レスル者ハ、有

傷無傷ヲ問ハス、並ニ杖一

百、折傷以上ハ、各凡鬪傷ニ

二等ヲ加ヘ、罪、流三等ニ止

ル、死ニ致ス者ハ、絞、

己カ威勢勇力ヲ以テ、人ヲ
制シシハリタリ、私家ニ於
テ、拷問ヤ入牢スル者ハ、其

タメ、傷ヲ負ハスルト、負ハ
セヌトナ問ハス、何レモ、杖
一百ニ罪ス、折傷以上ノ傷
ヲ負ハスレハ、各々凡關傷
ニ二等ヲ加ヘテ罪ス、然レ
モ、罪、流三等ニ止ルナリ、死
ニ至ラシムル者ハ、絞罪ニ
處ス、

若シ威力ヲ以テ他人ヲ指使
シ、毆打セシメ、死傷ニ致ス者
ハ、並ニ指使人ヲ以テ首トナ
シ、下手ノ人ハ、從ト爲シテ論

シ、一等ヲ減ス、

自身ニ毆打セスモ、威力ニ
テ、人ヲ下知シ、毆打サセテ、
傷ヲ負ハシタリ、死ニ至ラ
シムル者ハ、何レモ指使ス
ル人ヲ以テ、首ト爲シ、手ヲ
オロシタル人ヲ、從トナシ
テ、其罪ヲ論シ、一等ヲ減ス、

毆家長

凡奴婢、家長ヲ毆ツ者ハ、皆
流一等、傷スル者ハ、皆流三

毆家長條例

第二百二十條 凡雇人家
長ヲ毆テ、篤疾及ヒ死ニ

等、折傷スル者ハ、皆絞死ニ至ル者ハ、皆斬、過失傷スル者ハ、徒三年、過失殺スル者ハ、流三等、徒流、並ニ收贖スルヲ聽サス、
毀壞其家長ヲ毆打スル者ハ、首從ヲ分タス、皆流一等、毆ツテ傷ヲ負ハスル者ハ、皆十流三等ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲ負ハスル者ハ、皆

至ル者ハ、絞斬ニ處スル律ヲ改メ、俱ニ懲役終身
雇人、其家長ヲ毆打シテ、篤疾及ビ死ニ至ル者ハ、絞罪斬罪ニ處スルナリシガ、此律ヲ改メ、俱ニ懲役終身ニ處スルトナス、
第二百二十一條 凡雇人、家長ノ教令ニ違犯スルニ、督責シテ、邂逅ニ死ニ

若シ雇人、家長ヲ毆ツ者ハ、徒二年、傷スル者ハ、徒三年、折傷スル者ハ、流三等、篤疾ニ至ル者ハ、絞死ニ至ル者

致ス者ハ、皆五十、改テ、懲役七十日、
雇人、其家長ノ教令スル所ニ違犯スルアルヲ以テ、家長、折檻ヲ加フルルハ、死ニ致セハ、皆五十ニ罪スルヲ改メテ、懲役七十日ニ罪ス、

ハ、斬過失殺傷スル者ハ、各

常律ニ依テ、收贖スルヲテ

聽ス、

若シ雇人、其家長ヲ毆打ス
ル者ハ、徒二年ニ罪ス、傷ヲ
負ハスル者ハ、流三等ニ罪
ス、篤疾ニ致ス者ハ、絞罪ニ
處ス、死ニ致ス者ハ、斬罪ニ
處ス、雇人、過失ニテ家長ヲ
殺シ傷ヲケル者ハ、各尋
常ノ律ニ依テ、收贖スルヲ
テ、ナルサル、ナリ、

若シ奴婢、雇人、家長ノ教令

ニ違犯スルニ、督責シテ、避

遁ニ死ニ致ス者ハ、答五十

過失殺スル者ハ、各論スル

ヲ勿レ、

若シ奴婢、雇人、其家長ノ教
令命令ニ違ヒタリ犯シタ
リスルニ、折檻ヲ加ヘテ、避
遁ニ死ニ致ス者ハ、答五十
ニ罪ス、過失ニテ、殺スルハ、

各其罪ヲ論スルコトナシ、

毆夫

凡妻、夫ヲ毆ツ者ハ、杖一百、折傷以上ハ、凡鬪毆ニ三等ヲ加フ、夫ノ親ヲ告ルヲ待テ、乃坐ス、篤疾ニ至ル者ハ、絞死ニ至ル者ハ、斬、故殺スル者ハ、梟

毆夫條例

第二百二十三條 凡妻妾夫ヲ毆テ、癩篤疾ニ至ル者ハ、絞ニ入ル、律ヲ改メ、俱ニ懲役終身、妾ノ正妻ヲ毆ツ者モ亦同シ、
妻妾、其夫ヲ毆テ、癩篤疾ニ至ラシムル者ハ、

妻、其夫ヲ毆打スル者ハ、杖一百ニ罪ス、毆ツテ折傷以上ノ傷ヲ僨ハスル者ハ、凡鬪傷ニ三等ヲ加ヘテ罪ス、コレハ夫ヨリ官ニ申出ルヲ待テ、始メテ處分スルモノトナス、篤疾ニ至ラシムル者ハ、絞罪ニ處ス、死ニ至ラシムル者ハ、斬罪ニ處ス、故サテニ殺ス者ハ、梟死ニ處ス、篤疾以上ハ、夫ノ親カラ告クヲ待タスシテ、處分スルナリ、

若シ妾、夫及ヒ正妻ヲ毆ツ

絞罪ニ處スルナリシガ、此律ヲ改メ、俱ニ懲役終身ニ罪スルトナス、妾カ、正妻ヲ毆打スルモ、亦懲役終身トナス、

者ハ、妻、夫ヲ毆ツ罪ニ各一
等ヲ加ヘ、加ヘテ死ニ入ル、
死ニ至ル者ハ、斬、故殺スル
者ハ、梟、

若シ妾、其夫及ヒ正妻ヲ毆
打スレハ、妻ノ夫ヲ毆ツ罪
ニ、各一等ヲ加フ、妻、夫ヲ毆
ツテ折傷以上ハ、凡、折傷ニ
三等ヲ加ヘテ、流三等ナリ、
妾ハ其上ニ又一等ヲ加フ
ルユヘ、死刑ノ絞罪ニ入ル、

毆ツテ死ニ至ラシムル者
ハ、斬罪ニ處ス、故サテニ殺
ス者ハ、梟死ニ處ス、

毆傷妻妾

凡夫、妻ヲ毆ツハ、折傷ニ非
ルハ、論スルヲ勿レ、折傷以
上ハ、凡人ニ二等ヲ減ス、妻
ノ親ヲ告ルヲ待テ、乃坐ス、
死ニ至ル者ハ、絞、故殺スル

毆傷妻妾條例

第二百二十三條 凡夫、妻
ヲ毆テ、死ニ至ル者ハ、絞、
改テ懲役終身、其故殺ス
ル者ハ、絞、若シ夫妻ノ父
母ヲ毆テ、篤疾及ヒ死ニ

者モ、罪同、妾ヲ毆ツニ、折傷
以上ハ、妻ヲ毆傷スルニ、二
等ヲ減ス、死ニ至ル者ハ、流

一等、

夫、其妻ヲ毆打スルニ、折傷
以下ノ傷ナレハ、論スル
ナシ、折傷以上ノ傷ヲ負ハ
スレハ、凡人ヲ毆テ折傷ス
ル罪ヨリ二等ヲ減シテ罪
ス、コレハ妻ヨリ官ニ申出
ルヲ待テ、始メテ處分スル

至ル者ハ、絞斬ニ處スル
律ヲ改メ、懲役終身、其故
殺スル者ハ、斬、

夫、其妻ヲ毆打シテ、死ニ
至ラシムレハ、絞罪ニ處
スルナリシカ、此律ヲ改
メテ、懲役終身ニ罪シ、其
故殺スル者ハ、絞罪ニ處
ス、若シ夫、其妻ノ父母ヲ
毆打シ、篤疾ニナシ、及ヒ
死ニ至ラシムル者ハ、絞
罪斬罪ニ處スルナリシ
カ、此律モ改メテ、懲役終

ナリ、死ニ至ラシムル者ハ、
絞罪ニ處ス、故サヲニ殺ス
者モ、亦其罪同シキナリ、妾
ヲ毆打スルニ、折傷以上ノ
傷ハ、妻ヲ毆傷スル罪ヨリ、
一等減シテ罪ス、死ニ至ラ
シムル者ハ、流一等ニ罪ス、
若シ妻、妾ヲ毆傷スルハ、夫、
妻ヲ毆傷スルト、罪同、妾ノ
親ヲ告ルヲ待テ、乃坐ス、過
失殺スル者ハ、各論スル

身トナシ、其故殺スル者
ハ、斬罪ニ處ス、

勿レ、

若シ正妻ガ、妾ヲ毆ツテ、傷ヲ負ハスレハ、夫、妻ヲ毆傷スルト、罪同シキナリ、コレモ、妾ヨリ官ニ申出ルヲ待テ、始メテ處分スルトナス、過失ニテ妾ヲ殺スナレハ、各罪スルコトナキナリ、

若シ夫、妻ノ父母ヲ毆ツ者ハ、杖九十折傷以上ハ、各凡闘傷ニ一等ヲ加ス、篤疾ハ、

絞死ニ至ル者ハ、斬、故殺スル者モ、罪同、

若シ夫、其妻ノ父母ヲ毆打スレハ、杖九十ニ罪ス、折傷以上ノ傷ヲ負ハスレハ、各凡闘傷ニ一等ヲ加ヘテ罪ス、篤疾ニナセハ、絞罪ニ處ス、死ニ至ラシムレハ、斬罪ニ處ス、故殺スルモ、亦同ク斬罪ナリ、

毆三等親以下尊長

凡卑幼、三等親ノ尊長ヲ毆

例 毆三等親以下尊長條

ツ者ハ、徒一年、四等親ノ尊
 長ハ、杖一百、折傷以上ハ、凡
 闘傷ニ一等ヲ遞加ス、篤疾
 ハ、絞、死ニ至ル者ハ、斬、故殺
 スル者モ、罪同、
 目下ノ者、三等親ノ目上ヲ
 毆打スレハ、徒一年ニ罪ス、
 四等親ノ目上ヲ毆打スレ
 ハ、杖一百ニ罪ス、毆ツテ、折
 傷以上ノ傷ヲ負ハスレハ、
 凡闘傷ニ一等ヲ加ヘ、三等

第二百二十四條 凡卑幼
 三等親ノ尊長ヲ毆テ、篤
 疾ハ、絞、改テ懲役終身、死
 ニ至ル者ハ、斬、改テ、絞、其
 故殺スル者ハ、斬、若シ尊
 長、三等親以下ノ卑幼ヲ
 毆テ、死ニ至ル者ハ、絞、亦

親ハ、又一等ヲ加フ、篤疾ニ
 ナセハ、絞罪ニ處ス、死ニ至
 ラシムルモ、斬罪ニ處ス、故
 殺スルレバ、罪亦同シキナリ、
 若シ尊長、卑幼ヲ毆ツハ、折
 傷ニ非ルハ、論スルコト勿レ、
 折傷以上ハ、五等親ノ卑幼
 ハ、凡人ニ一等ヲ減シ、四等
 三等親ハ、各一等ヲ遞減ス、

改テ、懲役終身、其故殺ス
 ル者ハ、絞、
 卑幼、三等親ノ尊長ヲ毆
 打スルニ、篤疾ニナセハ、
 絞罪ニ處スルナリシガ、
 改テ懲役終身ニ罪ス、
 死ニ至ラシムル者ハ、斬
 罪ニ處スルナリシモ、改テ
 絞罪ニ處シ、其故殺スル
 者ノミ、斬罪ニ處スルナ
 ナス、若シ尊長、三等親以
 下ノ卑幼ヲ毆打シテ、死
 ニ至ラシムル者ハ、絞罪
 ニ處スルナリシガ、コレ

死ニ至ル者ハ、絞、故殺スル者モ、罪同、

若シ尊長カ、卑幼ヲ毆打スルニ、其傷ノ折傷以下ナルルハ、罪スルヲナシ、打傷以上ノ傷ヲ負ハスルニ、五等親ノ卑幼ナレハ、凡人ヲ毆傷スル罪ニ一等ヲ減シ、四等親ノ卑幼ハ、亦一等ヲ減シ、三等親ノ卑幼ハ、又其上ニ一等ヲ減ス、死ニ至ラシムル者ハ、三等親ノ卑幼ヲリトモ、絞罪ニ處ス、故殺スル者モ、亦罪同シキナリ、

モ亦改メテ、懲役終身ニ罪ストナス、其故ニスル者ハ、絞罪ニ處ス、

第二百二十五條 凡卑幼

三等親以下ノ尊長ヲ過

失殺傷スル者ハ、並ニ凡

人過失殺傷ヲ以テ論シ、

收贖スルヲ聽ス、

卑幼、三等親以下ノ尊長ヲ過失ニテ、殺シタリ、傷

毆二等親尊長

凡弟妹、兄姉ヲ毆ツ者ハ、徒

二年、傷スル者ハ、徒二年半

折傷スル者ハ、流二等、癢疾

ニ至ル者ハ、流三等、篤疾ニ

至ル者ハ、絞、死ニ至ル者ハ

ヲ負ハシタリスル者ハ、何レモ凡人過失殺傷ヲ以テ、罪ヲ論シ、收贖スルヲ聽ルス、

毆二等親長條例

第二百二十六條 凡卑幼

二等親ノ尊長、及ヒ外祖

父母ヲ、過失殺傷スル者

ハ、各本殺傷罪ニ二等ヲ

減スル律ヲ改メ、殺ス者

皆斬、故殺スル者ハ、皆梟

弟ヤ妹ガ、其兄ヤ姉ヲ毆打
スレハ、徒二年ニ罪ス、傷ヲ
負ハスル者ハ、徒二年半ニ
罪ス、折傷スレハ、流二等ニ
罪ス、廢疾ニ至ラシムレハ、
流三等ニ罪ス、篤疾ニ至ラ
シムレハ、絞罪ニ處ス、死ニ
至ラシムレハ、皆ナ斬罪ニ
處ス、故殺スレハ、皆ナ梟死
ニ處ス、

若シ姪、伯叔、父姑ヲ毆テ、及

ヒ外孫、外祖父母ヲ毆ツハ、

ハ、懲役二年、傷スル者ハ、

懲役百日、並ニ收贖スル

ヲ聽サス、

卑幼ガ、二等親ノ尊長、及
ヒ外祖父母ヲ、過失ニテ
殺シ傷ケル者ハ、各々聞
殺傷ノ本罪ニ、二等ヲ減
スル律ナルヲ改メ、殺ス
者ハ、懲役二年ニ罪ス、傷
ヲ負ハスル者ハ、懲役百
日ニ罪ス、何レモ、收贖ス
ルヲ聽サヌナリ、

各一等ヲ加フ、癡疾以上ハ、

兄弟ヲ毆ツト罪同、

姪ガ、伯叔、父姑ヲ毆打シタ
リ、外孫ガ、外祖父母ヲ毆打
シタリスル者ハ、各弟妹、兄
姉ヲ毆ツ罪ニ、一等ヲ加フ、
毆ツテ癡疾以上ニ致ス者
ハ、兄弟ヲ毆ツト罪同シキ
ナリ、

其過失殺傷スル者ハ、各本

殺傷罪ニ二等ヲ減シ、收贖ス

第二百二十七條 凡弟妹

兄弟ヲ毆テ、篤疾ニ至ル

者ハ、絞、改テ懲役終身、死

ニ至ル者ハ、皆斬、改テ皆

絞、若シ姪、伯叔、父姑ヲ毆

テ、及ヒ外孫、外祖父母ヲ

毆テ、篤疾、及ヒ死ニ至ル

ルヲ聽サス、

弟妹、兄姉ヲ過失ニテ、殺傷シタリ、姪、伯叔、父姑ヲ過失殺傷シタリ、外孫、外祖父母ヲ過失殺傷シタリ、外祖父母ハ、各毆殺傷ノ本罪ニ、二等ヲ減シテ論シ、收贖スルヲ聽ルサヌナリ、

若シ兄姉弟妹ヲ殺シ、伯叔

父姑、姪ヲ毆殺シ、外祖父母

外孫ヲ毆殺スル者ハ、徒三

者、罪亦同

弟妹、兄姉ヲ毆打シテ、篤疾ニ至ラシムル者ハ、絞罪ニ處スルヲ改メテ、懲役終身ニ罪ス、死ニ至ラシムル者ハ、著ナ斬罪ニ處スルヲ改メテ、著ナ絞罪ニ處ス、若シ姪、伯叔、父姑ヲ毆打シ、及ヒ外孫、外祖父母ヲ毆打シテ、篤疾及ヒ死ニ至ラシムル者モ、亦罪同シキナリ、

年、故殺スル者ハ、流二等、過

失殺スル者ハ、各論スルヲ

勿レ、

兄姉ガ、弟妹ヲ毆ツテ死ニ至ラシムル者ハ、伯叔、父姑、姪ヲ毆ツテ死ニ至ラシムル者ハ、外祖父母ガ、外孫ヲ毆ツテ死ニ至ラシムル者ハ、徒三年ニ罪ス、故殺スル者ハ、流二等ニ罪ス、過失ニテ殺ス者ハ、各罪スルヲナシ、

毆祖父母父母

毆祖父母父母條例

凡子孫、祖父母父母ヲ毆テ、
及ヒ妻妾、夫ノ祖父母父母
ヲ毆ツ者ハ、皆斬殺ス者ハ、
皆梟、過失殺スル者ハ、流三
等、傷スル者ハ、徒三年、並ニ
取贖ヲ聽サス、若シ子孫ヲ
故殺スル者ハ、徒三年、嫡母

第二百二十八條 凡子孫、
祖父母父母ヲ毆テ、及ヒ
妻妾、夫ノ祖父母父母ヲ
毆ツ律ヲ改メ、毆ツ者ハ、
懲役十年、傷スル者ハ、懲
役終身、死ニ至ル者ハ、皆
斬、故殺スル者ハ、皆梟過

ノ殺スハ、一等ヲ加ヘ、繼母

ハ、流三等

子孫、其祖父母父母ヲ毆打
シ、及ヒ妻妾、夫ノ祖父母
父母ヲ毆打スル者ハ、首徒
ノ別ナク、皆十斬罪ニ處ス、
毆ツテ殺ス者ハ、皆十梟死
ニ處ス、過失ニテ殺ス者ハ、
流三等ニ罪ス、傷ヲ替ハス
ル者ハ、徒三等ニ罪ス、何レ
モ取贖スルヲ聽ルサス、
若シ祖父母父母、其子孫ヲ
故殺スル者ハ、徒三等ニ罪
ス、嫡母、子孫ヲ殺セハ、一等

失殺スル者ハ、懲役三年、

傷スル者ハ、懲役一年、並

ニ取贖スルヲ聽サス、

子孫、其祖父母父母ヲ毆
打シ、及ヒ妻妾、夫ノ祖父
母父母ヲ毆打スルノ律
ヲ改メ、正シテ、毆打スル
者ハ、懲役十年ニ罪シ、傷
ヲ負ハスル者ハ、懲役終
身ニ處シ、死ニ至ル者ハ、
皆十斬罪ニ處シ、故殺ス
ル者ハ、皆十梟死ニ處ス
ルトナス、過失ニテ殺ス

ヲ加ヘ、流一等ニ處ス、繼母ノ殺スハ、流三等ニ處ス、其子孫、祖父母父母ヲ毆罵シ、若クハ教令ニ違犯シテ、祖父母父母督責シ、邂逅ニ死ニ致シ、及ヒ過失殺スル者ハ、各論スルヲ勿レ、子孫、其祖父母ヤ父母ヲ毆打罵詈シタリ、若クハ教令ニ背キ、命令ニ違フコトアリ

者ハ、懲役三年ニ罪シ、傷ヲ負ハスル者ハ、懲役一年ニ罪ストナシ、何レモ收贖スルヲ聽サ、ルナリ、

第二百二十九條 凡繼母

前妻ノ子ヲ理非ニ毆打シテ、折傷以上ニ至ル者ハ、凡鬪傷ニ三等ヲ減シ、死ニ至ル者ハ、懲役七年

テ、祖父母父母折傷ヲ加ヘ、ヒヨツトシテ死ニ致シ、及ヒ過失ニテ殺ス者ハ、各論スルヲナキナリ、

繼母、其夫ノ前妻ノ子ヲ、非道ニ毆打シテ、折傷以上ノ傷ヲ負ハスル者ハ、凡鬪傷ニ、三等ヲ減シテ罪シ、死ニ至ラシムル者ハ、懲役七年ニ罪ス、

第二百三十條 凡子孫教

令ニ違犯スト雖モ、祖父母父母、非理ニ毆殺スル者ハ、懲役二年半、

子孫、其祖父母父母ノ教諭

妻妾與夫親屬相毆

凡妻妾、夫ノ二等親以下、四等親以上ノ尊長ヲ毆ツ者ハ、夫ノ毆ツト同罪、罪流三等ニ止ル、死ニ至ル者ハ、各斬、故殺スル者モ、罪同、

命令ニ違犯スルトモ、祖父母、父母、非道ニ毆打シテ殺ス者ハ、懲役二年半ニ罪ス、

妻妾與夫親屬相毆條

例

第二百三十一條 凡妻妾

夫ノ二等親以下、四等親以上ノ尊長ヲ毆テ、死ニ至ル者ハ、各斬、改テ絞、其

故殺スル者ハ、斬、

妻妾、夫ノ二等親以下、四等親以上ノ尊長ヲ毆打シテ、死ニ至ラシムル者ハ、各々斬罪ニ處スルヲ改メテ、絞罪ニ處ス、其故殺スル者ハ、斬罪ニ處ス、

妻妾、其夫ノ二等親以下、四等親以上ノ尊長ヲ毆打スル者ハ、夫ノ二等親以下、四等親以上ノ尊長ヲ毆ツト、罪同シ、然レモ、罪流三等ニ止ル、死ニ至ラシムル者ハ、各々斬罪ニ處ス、故殺スル者モ、亦罪、夫ト同シキナリ、若シ妻、夫ノ三等親以下ノ卑屬ヲ毆傷スルハ、夫ノ毆ツト罪同、妾ノ犯スハ、凡闘ヲ以テ論ス、

妻、其夫ノ三等親以下ノ卑屬ヲ毆ツテ、傷ヲ負ハスルハ、夫ノ毆傷スルト罪同シキナリ、妾、夫ノ三等親以下ノ卑屬ヲ毆傷スルハ、凡屬ヲ以テ論ス。

父祖被毆

凡祖父母、父母人ニ毆タレ、子孫、即時ニ救護シテ、還ツテ行兇人ヲ毆ツハ、折傷ニ非ルハ、論スルヲ勿レ、折傷

父祖被毆條例

第二百三十二條 凡祖父、母父母人ニ殺サレ、子孫、擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ、謀殺ヲ以テ論ス、其即時

以上ハ、凡鬪傷ニ、三等ヲ減ス、死ニ至ル者ハ、流三等、若シ祖父母、父母人ニ殺サレ、子孫、擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ、答五十、其即時ニ殺死シ、及ヒ曾テ官ニ告ル者ハ、論スルヲ勿レ、
己ノ祖父母、父母人ニ毆打

ニ殺死スル者ハ、論スルヲ勿レ、

己ノ祖父母、父母人ニ殺サレタルニ、子孫、ソレヲ官ニ申出ダサス、擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ、謀殺ヲ以テ其罪ヲ論ス、然レモ、祖父母、父母人ノ殺サル、時、直チニ其行兇人ヲ殺死スル者ハ、罪ヲ論スルヲナシ、

第二百三十三條 凡子孫

サレ、子孫、其場ニ居合セ、直
 ナニ救護シテ、還ツテ行兇
 人ヲ毆打スルニ、折傷以下
 ノ傷ナレハ、罪ヲ論セヌナ
 リ、鬪傷以上ナレハ、凡鬪傷
 ニ三等ヲ減シテ罪ス、死ニ
 至ラシムル者ハ、流三等ニ
 罪ス、若シ祖父母、人ニ
 殺サレ、子孫ツレナ官ニモ
 申出テス、擅ニ行兇人ヲ殺
 ス者ハ、答五十ニ罪ス、殺サ
 ル、場ニテ、直ニ殺死シ、
 及ヒ其前以テ官ニ申立テ
 置キテ、殺死スル者ハ、罪ヲ
 論スルコトナシ、

祖父母父母ト同謀シテ、
 共ニ人ヲ毆ケ、若クハ祖
 父母父母、人ト忿争シ、子
 孫ニ指令シテ毆打セシ
 メ、及ヒ人ト鬪毆スルニ、
 其子孫、勢ヲ助ケテ、共ニ
 毆ツ者俱ニ常律ニ照シテ、

罪ヲ科シ、救護還毆律ヲ

用ヒス、

子孫、其祖父母ヤ父母ト
 相談シテ、共ニ人ヲ毆打
 シ、若クハ、祖父母、人
 ト争論シツ、子孫ニ下
 知シテ、毆打セシメタリ、
 又ハ祖父母、人ト鬪
 毆スルキ、其子孫、加勢シ
 テ共ニ毆打スル者ハ、俱
 ニ通常ノ律例ニ照シテ
 罪ニ申付ケ、其救護シテ
 還ツテ毆打スルノ律ヲ
 用ヒサルナリ、コレ救護

ノ眞情ヨリ出ルニアラ
サルヲ以テナリ、

罵詈律

罵人

凡人ヲ罵ル者ハ、答一十互

ニ相罵ル者ハ、各答一十

人ニ對シテ惡口スル者ハ、
答一十ニ罪ス、双方ニテ惡
口シ合フ者ハ、双方共答一
十ニ罪ス、

罵本屬長官

凡吏卒軍民本屬ノ勅任長

罵詈律

罵官吏律 原罵本屬長

第二官律

官ヲ罵ル者ハ、徒一年、奏任
 長官ヲ罵ル者ハ、杖九十、判
 任長官ヲ罵ル者ハ、杖六十、
 吏卒軍民、其支配ヲ受ル所
 ノ勅任長官ヲ罵ル者ハ、徒
 一年ニ罪ス、奏任長官ヲ罵
 ル者ハ、杖九十ニ罪ス、判任
 長官ヲ罵ル者ハ、杖六十ニ
 罪ス、
 其長官、及ヒ本屬ニ非ル者
 ハ、各二等ヲ減ス、並ニ親ヲ

第二百三十四條 凡勅任
 官ヲ罵ル者ハ、懲役一年、
 奏任官ヲ罵ル者ハ、懲役
 九十日、判任官ヲ罵ル者
 ハ、懲役六十日、並ニ親ヲ
 聞テ、乃坐ス、
 平人タル者、勅任官ニ對
 テ、惡口スレハ、懲役一
 年ニ罪ス、奏任官ヲ罵ル

聞テ、乃坐ス、
 勅奏判任官ヲ罵言スルモ、
 其罵者ノ長官、及ヒ本屬ニ
 アラサル以上ハ、長官本屬
 ナラズ、罪ニ、各二等ヲ減
 シテ罪ス、何レモ本入直ナ
 ニ其罵言ヲ聞カサレハ、罪
 セヌナリ、

者ハ、懲役九十日ニ罪ス、
 奏任官ヲ罵ル者ハ、懲役
 六十日ニ罪ス、何レモ本
 入直ナニ其惡口ヲ聞カ
 サレハ、罪セヌナリ、

罵官吏條例

第二百三十五條 凡判任
 官、勅任官ヲ罵ル者ハ、懲

其罪重者ハ、懲役六十日ニ罪ス、奏
 任官ヲ罵ルハ、懲役四十
 日ニ罪ス、何レモ直チニ
 其惡口ヲ聞カサレハ、罪
 セヌナリ、

第二百三十六條 凡奏任
 官、勅任官ヲ罵ル者ハ、判
 役六十日、奏任官ヲ罵ル
 者ハ、懲役四十日、並ニ親
 ヲ聞テ、乃坐ス、

(Blank area)

任官、奏任官ヲ罵ルト、罪
 同シ、其勅任官、奏任官ヲ
 罵リ、及ヒ奏任官、判任官
 ヲ罵ル者ハ、並ニ凡人罵
 詈ヲ以テ論ス、

奏任官、勅任官ヲ罵ル者
 ハ、判任官ガ奏任官ヲ罵
 ル者ト、罪同シキナリ、勅
 任官ガ、奏任官ヲ罵リタ
 リ、及ヒ奏任官ガ判任官
 ヲ罵リタリスル者ハ、何

レモ凡人罵詈訾ヲ以テ、其罪ヲ論スルナリ、

第二百三十七條 凡平民

本屬ノ戸長ヲ罵ル者ハ、

凡人罵詈訾ニ一等ヲ加ヘ、

邏卒ヲ罵ル者ハ、又一等

ヲ加フ、

平民ガ、其支配ヲ受ル所ノ戸長ヲ罵ル者ハ、凡人罵詈訾ニ、一等ヲ加ヘテ罪

罵家長

凡奴婢家長ヲ罵ル者ハ、徒

一年、雇人家長ヲ罵ル者ハ、

杖八十、並ニ家長ノ親ヲ告

ルヲ待テ、乃坐ス、

奴婢、其奉公スル所ノ家長ヲ罵ル者ハ、徒一年ニ罪ス、

ス、邏卒ヲ罵ル者ハ、戸長ヲ罵ル罪ノ上ニ、又一等ヲ加ヘテ罪ス、

雇人、其家長ヲ罵ル者ハ、杖
八十ニ罪ス、何レモ家長、親カ
ラ官ニ申出ルヲ待テ、罪ス
ルナリ、

罵有服尊長

凡卑幼四等親ノ尊長及ヒ
妻ノ父母ヲ罵ル者ハ、答五
十、三等親ノ尊長ハ、杖六十、
若シ兄弟ヲ罵ル者ハ、杖九

十、伯叔父姑外祖父母ハ、杖
一百、若シ妻妾夫ノ有服尊
長ヲ罵ル者ハ、夫ノ罵ルト
罪同、並ニ尊長ノ親ヲ告ル
ヲ待テ、乃坐ス、

卑幼ガ、四等親ノ尊長ヲ罵
ツタリ、夫ガ妻ノ父母ヲ罵
ツタリスルハ、答五十ニ罪
ス、卑幼、三等親ノ尊長ヲ罵
レハ、杖六十ニ罪ス、若シ弟

妹、兄弟ヲ罵レハ、杖九十ニ
罪ス、姪、伯叔父、姑ヲ罵ル者
ト、外孫、外祖父母ヲ罵ル者
トハ、杖一百ニ罪ス、妻妾、夫
ノ有服尊長ヲ罵ル者ハ、夫
ノ有服尊長ヲ罵ルト、罪同
シキナリ、何レモ、尊長親カ
ラ官ニ其惡口ヲ申出ルヲ
待テ罪スルナリ、

罵祖父母父母

凡子孫、祖父母父母ヲ罵リ、
及ヒ妻妾夫ノ祖父母父母

罵祖父母父母條例

第二百三十八條 凡子孫
祖父母父母ヲ罵リ、及ヒ

ヲ罵ル者ハ、並ニ流三等祖

父母父母ノ親ヲ告ルヲ待

テ、乃坐ス、

子孫、祖父母ヤ父母ヲ罵リ、
及ヒ妻妾、夫ノ祖父母ヤ父
母ヲ罵ル者ハ、何レモ流三
等ニ罪ス、祖父母父母親カ
ラ其惡口ヲ官ニ申出サレ
ハ罪サヌナリ、

妻妾夫ノ祖父母父母ヲ

罵ル者ハ、流三等ニ處ス

ル律ヲ改メ、並ニ懲役三

年、

子孫、其祖父母ヤ父母ヲ
罵ツタリ、妻妾ガ夫ノ祖
父母、父母ヲ罵ツタリス
ル者ハ、流三等ニ處スル
ナリシガ、此律ヲ改メテ、
懲役三年ニ處スルトナ
ス、
此律モ、鬪毆律ノ折傷以

下ト同様ニ、惡口サレタ
ル者カラ、自身官ニ申出
ルニアラサレハ、罵家長
罵有服尊長罵祖父母父
母ノ罪ニ該テヌナリ、

訴訟律

越訴 明治六年八月十二
日越訴條廢止ス

凡吏卒軍民、詞訟スルニ、本
管ノ官司ニ由ラスシテ、輒
ク上司ニ越訴スル者ハ、實
ヲ得ルト雖モ、答三十、本管
ノ官司、受理
訴狀ヲ取上ケ
テ捌クナリ、

訴訟律

セス、及ヒ枉斷 法ヲ枉ケテ、
刪キニ不公

平アル ナル者ハ、上司ニ陳

告スルヲ許ス、

吏卒ヤ、軍民、民事ニ就ヒテ、
其爭事ヲ訴訟スルハ、順序
ヲフム可キニ、初告ヲ取捌
ク本管ノ官司ヲ經由セス
シテ、段ヲ越エ、直ニ上等
ノ官司ニ訴フル者ハ、縱令
ヒ其訴事、實ヲ得ルトモ、答
三十ニ罪ス、本管ノ官司ニ
於テ、受理セサルカ、又ハ枉

斷スルニ由テ、止ムヲ得ス、
上司ニ其事ヲ陳ヘテ、訴訟
スルハ、之ヲ許ルス、

若シ理匭 目安箱ニ文書ヲ
ナリ、

投シ、事ヲ申訴シテ、實ナラ

サル者ハ、杖七十、事重キ者

ハ、誣告律ニ依テ論ス、實ヲ

得ル者ハ、罪ヲ免ス、

目安箱ニ文書ヲ投シテ、人
ノ罪惡ヲ申訴スルニ、其事

ノ虚妄ナル者ハ、杖七十ニ
罪ス、事柄ノ重キ者ハ、誣告
律ニ依テ罪ヲ論ス、事柄ノ
眞實ナル者ハ、罪ヲ免ス、

承告不理

凡人命及口強盜等ヲ告ル
ニ、官司、即時ニ受理セサル
者ハ、杖七十、鬪毆婚姻田宅
等ノ事ハ、各犯人ノ罪ニ二

等ヲ減シ、並ニ罪、杖七十ニ
止ル、財ヲ受ケテ、受理セサ
ル者ハ、贓ニ計ヘ、枉法ヲ以
テ、重キニ從テ論ス、

人命、及ヒ強盜等ノ事ヲ告
訴スル者アルキ、其官司ニ
於テ、即時ニ訴狀ヲ取上ケ
捌カヌ者ハ、杖七十ニ罪ス、
鬪毆ヤ、婚姻ヤ、田宅ナドノ
事ヲ告ルニ、即時受理セサ
ル者ハ、各犯人ノ受ク可キ

罪ニリ、二等ヲ減シテ罪ス、
賄賂ヲ受タルタメニ、受理
セサル者、受取タル財物ニ
計へ、枉法ヲ以テ論シ、重キ
方ニツヒテ罪スルナリ、

聽訟回避

凡官吏、訴訟人ト親族、若ク

ハ師弟、及ヒ離隙

恨ミアル
カタキナ

云、アル者ハ、並ニ回避

訴訟
ヲ

クニ、遠慮シテ、別人ニ
別ハカスルヲ云フ、スル

ヲ聽ス、違フ者ハ、罪ニ増減

無シト雖モ、答三十、若シ増

減アル者ハ、故出入人罪ヲ

以テ論ス、

裁判官吏、其訴訟人ト親類
ナルカ、又ハ師弟ナルカ、又
ハ不和ナル間柄ノ者タレ
ハ、何レモ自分ニ捌カズシ
テ、別人ニ捌カスヲ聽ル
ス、其回避ス可キヲ回避セ
サル者ハ、罪ニ依怙最益ヲ

セサルモ、答三十二罪ス、若シ本罪ニ當ラスシテ、増減アル者ハ、故出入人罪律ヲ以テ、其罪ヲ論ス、

誣告

凡人ヲ誣告スル者ハ、罪ノ輕重ニ從ヒ、己ニ決配シ、未ダ決配セサルヲ問ハス、告人ヲ反坐ス、死罪ニ誣告シテ、未ダ處決セサル者ハ、一

誣告條例

第二百三十九條 凡収贖贖罪ニ該ル罪ヲ以テ、人ヲ誣告スル者ハ、即チ収贖罪ニ反坐ス、若シ己ノ罪ヲ避ンフヲ規リ、人

等ヲ減ス

言カケテ、人ノ罪ヲ出訴スル者ハ、罪ノ輕重ニ從ヒ、誣告者ヲ罪スルモノニシテ、誣告サレタル者ハ、己ニ答杖ニ決シ、徒流ニ配セシカ、未ダ決配セサリシカノ別ナク、誣告シタル所ノ罪ヲ以テ、反坐スルナリ、死刑ヲ受ク可ク誣告シタル所口、未ダ刑ニ行ハレサル内ニ、發露スレハ、死罪ニ一等ヲ減シテ罪ス、罪スルニ、實決収贖ノ別アルハ、宜シク誣輕爲重収贖例ニ照シテ知

ヲ誣告スル者ハ、原罪、収贖、贖罪ニ該ルト雖モ、反坐ノ罪、贖フヲ聽サス、婦女ノ犯ス者モ、亦此例ニ依ル、

収贖ヤ、贖罪ニ該ツ可キ罪ヲ以テ、人ヲ誣告スル者ハ、即チ誣告者ヲ、收贖ヤ贖罪ニ反坐ス、若シ己ノ罪科ヲ遁カレ避ケ

ル可シ、

若シ二事以上ヲ告ルニ、重

事ハ、實ニシテ、輕事ハ、虛、及

ヒ數事ヲ告テ、罪等キニ、一

事實ナル者ハ、並ニ誣告ノ

罪ヲ免ス、

二事以上、數多ノ件ヲ出訴

スルニ、其内重キ件ハ、實ナ

ルヲ申シ、輕キ件ハ、作リ

ノ誣告、悉トシ、罪位等シキ
内ニ、一箇條實ナル者アレ
ハ、何レモ誣告ノ罪ヲ免ル
ス、

若シ二事以上ヲ告ルニ、輕

事ハ、實ニシテ、重事ハ、虛、或

ハ一事ヲ告ルニ、輕ヲ誣テ

重ト爲ス者ハ、並ニ剩ル所

ニ反坐ス、

若シ二事以上、數多ノ件ヲ

シタメニ、人ヲ誣告スル
ハ、原罪ガ、タトヒ收贖、贖
罪ニアツ可キ者タリト
反坐スル罪ハ、金贖スル
ヲ聽ルサヌナリ、婦女
タリト、右ノ場合ニハ、收
贖ヲユルサスシテ、此例
ニ依ル、

出訴スルニ、其内輕キ件ハ、
實ニシテ、重キ件ハ、作リ
ナルカ、或ハ一箇條ヲ出訴
スルニモ、輕キ罪ヲ誣ヒテ、
重シ申ス者ハ、何レモ、本罪
ヲ引除ヒテ、剩ル所ノ罪ニ
反坐ス、

其二人以上ヲ告ルニ、但タ
一人實ナラサル者アレハ、
罪輕シト雖モ、猶ホ其罪ニ
反坐ス、

二人以上、數多ノ人罪ヲ出
訴スルニ、其内ニ但タ一人
實ナラサル者アレハ、縱令
ヒ罪ハ輕シトモ、誣告ノ本
律通りニ、捌クナリ、

若シ上書シテ、人ヲ告ルニ、
已ニ奏聞シテ、事實ナラサ
ル者、反坐ノ罪、徒二年ニ及
ハサル者ハ、上書詐不實律
ニ依テ論ス、

若シ上書ヲナシテ、人ノ罪ヲ告訴スルニ、已ニ其事ヲ奏聞ニ入レシ後、實ナラサルヲ發露スレハ、其罪ニ反坐ス可キナレトモ、反坐ノ罪、徒二年ニ及ハサル者ナレハ、上書訴不實律ニ依テ罪ヲ論ス、

若シ獄囚、

罪人ハ、獄屋ニ入置テ、セノキスル

故ニ、獄囚ト云ナリ、

已ニ伏罪シテ、冤

枉ナキニ、囚ノ親族妄訴ス

ル者ハ、囚ノ罪ニ、三等ヲ減

ス、罪杖一百ニ止ル、

獄囚、已ニ其罪ニ落ナテ、申分ケモノサ、レハ、何ノムヲツモ、枉リタルトモナキニ、其親類ガ、ムシツナドト言達テ、妄ニ訴訟スル者ハ、囚ニ該タル罪ニ、三等ヲ減シテ罪ス、然レモ罪杖一百ニ止ルナリ、

千名犯義

凡子孫祖父母父母ヲ告ケ

妻妾夫及ヒ夫ノ祖父母父

千名犯義條例

第二百四十條 凡子孫祖

父母父母ヲ誣告シ、妻妾

母ヲ告ル者ハ、實ヲ得ルト
雖モ、徒二年半、誣告スル者
ハ、絞、若シ二等親ノ尊長及
ヒ外祖父母ヲ告ル者ハ、實
ヲ得ルト雖モ、杖九十、三等
親ノ尊長ハ、杖八十、四等親ノ
尊長ハ、杖七十、妻ノ父母ハ、

夫及ヒ夫ノ祖父母父母
ヲ誣告スル者ハ、絞ニ處
スル律ヲ改メ、懲役終身
子孫ガ、祖父母父母ヲ誣
告シタリ、妻妾ガ、夫ヤ夫
ノ祖父母父母ヲ誣告ス
ル者ハ、絞罪ニ處スル律
ヲ改メ、懲役終身ニ處ス
ルトナス、

杖六十、其告ラル、二等三
等親ノ尊長及ヒ外祖父母
若クハ妻ノ父母ハ、並ニ自
首ニ同ク、罪ヲ免ス、四等親
ノ尊長ハ、本罪ニ三等ヲ減
ス、若シ誣告ノ罪、重キ者ハ、
各誣ル所ノ罪ニ、三等ヲ加

へ罪流三等ニ止ル、

名ハ、名分ナリ、名分トハ、君臣、父子、兄弟、夫婦ノ類、父ト名付、君ト名付ケ、夫ト名付ケタル名ニ付テ、上下尊卑ノ持分アリ、コレヲ名分ト云フ、此名ニ付テ、是レハ尊ヒ、是レハ憐レム可キト、云フコトアリ、此ヲ義ト云フ、干モ犯モ、共ニオカスト讀ンテ、ヤアルコトナリ、名分ヲヤブリ、義ヲヤブル類ヲ、干名犯義ト云、子孫、其ノ祖父母、父母ノ惡事ヲ官へ申出デ、妻妾、其夫及ヒ夫ノ祖父母

父母ノ惡事ヲ官へ申出ル者ハ、其惡事實ヲ得タリト、告ル者ヲ、徒二年半ニ罪ス、無罪ヲ誣告スル者ハ、絞罪ニ處ス、若シ二等親ノ尊長及ヒ外祖父母ノ惡事ヲ申出ル者ハ、實ヲ得タリト、杖九十ニ罪ス、三等親ノ尊長ヲ告ル者ハ、實ヲ得タリト、杖八十ニ罪ス、四等親ノ尊長ハ、杖七十ニ罪ス、妻ノ父母ヲ告ル者ハ、杖六十ニ罪ス、其告訴セラル、二等親ヤ三等親ノ尊長、及ヒ外祖父母、若クハ、妻ノ父母ハ、何レモ自首ニ同シク、看做シ

テ、其罪ヲ免スルナリ、總テ
罪ヲ犯シタルモノ、其罪ノ
發覺セヌ前ニ、自分カラ過
ナク悔ヒテ、申出ルナリ、自首
ト云テ、自首スレハ、其罪ヲ
免ルサル、一、律ノ通法ナ
リ、近キ親族ヨリ申出レハ、
コノモ自首ニ同スルナリ、
今此告ト云ハ、自首ニテハ
ナクテ、其人ヲ倒サントテ
申出タルコトナレハ、近キ親
族ヨリ申出ルハ、申出タル
者ハ、却テ干名犯義ノ罪ニ
カ、リテ、訴ラレタル者ハ、
却テ自分ニ自首スル者同
前ニナリテ、ユルサルト云

ナリ、四等親ノ尊長ノ罪
ヲ告訴スル時ハ、告ラレタ
ル四等親ノ尊長ハ、其犯タ
ル本罪ニ、三等ヲ減シテ罪
ス、コレハ自首ニ同シテ、全
クハ罪ヲ免ルサレハ、卑幼
ヨリ告ラレタルヨリテ、
罪ガ輕クナルナリ、若シ誣
告シタル所ノ罪重キナレ
ハ、各誣ル所ノ罪ニ、三等ヲ
加ヘテ罪ス、然レハ、罪、流三
等ニ止ルナリ、

其嫡繼母所生母其父ヲ殺
シ、及ヒ養父母其所生父母

ヲ殺シ、若クハ二等親以下ノ尊長ニ、財産ヲ侵奪セラレ、或ハ其身ヲ毆傷セラレテ、卑幼ノ自訴ス可キ者ハ、並ニ告ルヲ聽シ、告ラル、者ハ、各本律ニ依テ、之ヲ科ス。干名犯義ノ限ニ在ラス、

卑幼ノ告ラル、モ、又同

嫡母、繼母、及ヒ我ヲ生タル母ガ、我父ヲ殺シタリ、養父養母ガ、實父實母ヲ殺シタリ、若クハ二等親以下ノ尊長ニ、我家ノ財産ヲ侵奪セラレタリ、又ハ自分ノ身ヲ毆傷セラレタルハ、父ノ仇、實父母ノ仇、我身、我家ノ禍ナルユヘ、卑幼、尊長ノ罪、惡ヲ自訴スルヲ聽ルカ、告テ、自訴スル、尊長ハ、各其犯タル本律ニ依テ、罪ニ處ス、告ル者ハ、干名犯義ノ限ニ在ラズナリ、卑幼、尊長ニ對

シテ右様ノ罪アルキ、告ラ
ル、卑幼トテモ、亦同様ナ
リ、
若シ卑幼ヲ告ケ、實ヲ得ル
者、二等三等親ノ卑幼、及ヒ
女婿モ、亦自首ニ同ク罪ヲ
免ス、四等五等親ノ卑幼ハ、
本罪ニ三等ヲ減ス、誣告ス
ル者、二等親ノ尊長ハ、誣
ル

所ノ罪ニ三等ヲ減シ、三等
親ノ尊長ハ、二等ヲ減シ、四
等五等親ノ尊長ハ、一等ヲ
減ス、
若シ尊長ガ、卑幼ノ罪事ヲ
官へ申出ルニ、實ヲ得タリ
キ、其告ケラル、二等親三
等親ノ卑幼、及ヒ女婿ハ、上
條ノ告ケラル、尊長ト同
シク、亦自首ニ同シテ罪ヲ
免ス、告ケラル、四等親五
等親ノ尊長ハ、一等ヲ減ス、

等親ノ卑幼ハ、其犯タル本罪ヨリ、三等ヲ減シテ罪ス、告訴スル者、二等親ノ尊長ナレハ、誣告シタル所ノ罪ニ、三等ヲ減シテ罪ス、三等親ノ尊長ナレハ、誣ル所ノ罪ニ、二等ヲ減シテ罪ス、四等親ノ尊長ナレハ、一等ヲ減シテ罪ス、

若シ夫、妻ヲ誣告シ、及ヒ妻妾ヲ誣告スルモ、亦誣ル所ノ罪ニ、三等ヲ減ス、
若シ夫が妻ヲ誣告シタリ、

妻が、妾ヲ誣告スルモ、亦卑幼が、尊長ニ誣ラルハ、ト同シク、誣ル所ノ罪ヨリ、三等ヲ減シテ罪ス、他人ノ間ヲナレハ、誣ル所ノ罪ニ、反坐ス可キナレハ、親族中ノ尊長が、卑幼ヲ誣告スル故ニ、誣告ノ罪輕キナリ、コレ名分ヲ立ル道理ニテ、尊長ト卑幼トノ差別ヲ立テタルナリ、
若シ奴婢、家長ヲ告ル者ハ、實ヲ得ルト雖モ、杖九十、誣告スル者ハ、絞、雇人、家長ヲ

告ル者ハ、杖六十誣告スル者ハ、誣ル所ノ罪ニ三等ヲ加ヘ、罪流三等ニ止ル、

奴婢、其家長ノ惡事ヲ官ヘ告ル者ハ、實ヲ得タリト、杖九十ニ罪ス、誣告スル者ハ、絞罪ニ處ス、雇人、其家長ノ惡事ヲ官ヘ告訴スレハ、杖六十ニ罪ス、誣告ナレハ、誣ル所ノ罪ニ三等ヲ加ヘテ處ス、然レトモ、罪流三等ニ止ルナリ、

其祖父母父母、外祖父母、子

孫外孫ヲ誣告スル者ハ、論

スルヲ勿レ、

祖父母父母、及ヒ外祖父ガ、子孫及ヒ外孫ニ罪ヲ言カケテ、告訴スルモ、罪ニハナラヌナリ、

若シ家長、奴婢雇人ヲ誣告

スル者ハ、並ニ誣ル所ノ罪

ニ、三等ヲ減ス、

若シ家長ノ其召使ニ罪ヲ
言カケ告訴スレバ、何レモ
誣言シタル所ノ罪ヨリ、三
等ヲ減シテ罪トス

凡子孫違教ノ罪

凡子孫、祖父母ノ教令

ニ違犯シ、ハ、ハ、ハ、ハ
違背スルヲ罪ト定メ、ハ、ハ
不義ナルヲ下知スレバト
テ、必ス違犯ノナラヌト云ニ
テ、故サレニ違

子孫違教條例

第二百四十一條 凡祖父

母父母、老疾シテ、家ニ侍

養ノ親ナキニ、故ラニ棄

去ル者ハ、懲役二年

祖父母ノ老疾ニシテ、

謝罪ト情証者方、方、方

リ、祖父母ノ養ニ、ハ、ハ
有ルハ、罪ト定メ、ハ、ハ
困子、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ
大ニ、必ク、ハ、ハ、ハ、ハ
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ

百、祖父母ノ親ヲ告ル

ヲ待テ、乃坐ス

子孫タル者、祖父母ヤ父母
ノ教令、奉ス可キヲ違犯シ
タリ、奉養ノ盡ス可キヲ缺

ルカ、又ハ壯年ニテモ、ハ
篤疾ニテ起居モ自由ナ
ラヌニ、自分ガ居ラバ、ハ
家ニ別段侍養スル親ナ
キ中ニ、見捨テ、故サレ
ニ置去ル者ハ、懲役二年
ニ罪ス

キタリナル者ハ、杖一百ニ
罪ス、祖父母、自身ニ官
ニ申出テ訴ルヲ待テ、罪科
スルモノニシテ、他人ノ言
葉ヲ取上ゲテ、罪ニ申付ヌ
ナリ、

教唆詞訟

凡詞訟ヲ教唆シ、教唆ハ、チ
シヘソ、
ノカスト讀ム、人ナソ、ノカ
マテ、詞訟ヲス、ムルヲナリ、
及ヒ人ノ爲ニ詞狀ヲ作り、
情罪ヲ増減シテ、詞狀ハ、訴
狀ノ一ナ

リ、罪ノチアリマヘチ、罪ト云
フ、其罪ノアタリマヘノ外ニ、
心入ノ悪キアリ、心入ノ少シ
用捨ス可キアリ、此ヲ情ト云
フ、詞狀ノ書シナニヨリテ、情
罪ヲ重クモ輕クモナス、コレ
ヲ情罪ヲ増減
スルト云フ、
人ヲ誣告ス

ル者ハ、犯人ト同罪、罪、流三

等ニ止ル、

人ニ勸メ教ヘテ、詞訟ヲサ
セ、屍ヲモテタリ、人ノ爲メ
詞狀ヲ認メヤルニ、手前ノ

情罪大減々テ、相手ノ情罪
ヲ増ク、以テ人ヲ誣告スル
者ハ、本犯ノト同罪ナリ、然

若シ雇ヲ受ケ、人ヲ誣告ス

ル者ハ、自ラ誣告スルト、罪

同、財ヲ受ル者ハ、賊ニ計ヘ

姪法ヲ以テ、重罪ニ從テ論

ス、其罪ハ、人ヲ誣告スル者ハ、其罪ハ、代人ニ代リテ

官司ニ出テ、詞訟ヲナシテ、
人ヲ誣告スル者、自身ノ罪
ニテ、自身ガ人ヲ誣告シタ
ル者、其罪ハ、罪同シ、其罪ハ、財ヲ受
ケテ誣告スル者ハ、我ヨリ
詞訟ノ勝負ヲサスル故、其罪ハ、重
キ於ニツイテ罪スルカ、其罪ハ、
其人ノ愚ニシテ、其罪ハ、冤枉ヲ伸
ル、其罪ハ、能ハサルヲ見テ、其罪ハ、教令
ス、其罪ハ、實ヲ得及ヒ、其罪ハ、人ノ爲
メニ、其罪ハ、詞狀ヲ書寫シ、其罪ハ、罪ヲ増

減ナキ者ハ、論スル^レ勿^レレ、
詞訟人ノ愚鈍ニシテ、ムシ
ツニ沈タルモ、申開ク^レ出
來ヌチ見テ、申立方チ教令
スルニ、實チ得タリ、又ハ人
ノタリ、詞狀ノ代筆チスル
モ、罪ニ増減ナク、有^レ儘ニ
書寫スル者ハ、罪サヌナリ、

官吏詞訟

凡官吏婚姻、錢債、田宅等ノ
事ヲ爭論スル^レ有^レハ、家

人ヲシテ、官ニ告ケ、對理セ

シムル^レヲ聽ス、官吏自ラ

公文 公用向キノナ以テ、
イロハレキニシヨクメン書面ナリ、

行移 掛ケ合ススル^レヲ許

サス、違フ者ハ、答三十、

官吏ガ婚姻向ヤ、金錢ノ貸
借ヤ、田地家屋ナドノ事チ、
人ト爭論スルアリテ、詞訟
スルキハ、自身ニハ詞訟セ
ズ、家人チシテ官司ニ告ケ、
對決セシムルヲ聽ルズ、官

凡官吏枉法不枉法ノ事ニ
因テ、財ヲ受ル者ハ、贓ニ計
ヘ、之ヲ科ス、等外人ハ、各一
等ヲ減ス、

官吏、人ヨリ財物ヲ受ケテ、
取捌キニ依估最ナナス、
ナサ、ルノ差別アリテ、枉
法、不枉法ノ分ナリ、枉法
不枉法ノ財ヲ受ル者ハ、財
物ノ多少、員數ヲ計ヘテ、刑
ニ割付ルナリ、等外官吏、コ

ハ、三百圓以上、絞ニ處ス
ル律ヲ改メ、並ニ懲役終
身

官吏、枉法ノ財ヲ受ル者、
等内人ナレハ、二百五十
圓以上ナ、絞罪ニ處シ、等
外人ナレハ、三百圓以上
ナ、絞罪ニ處シ、不枉法ノ
財ヲ受ル者、等内人ナレ
ハ、三百圓以上ナ、絞罪ニ
處スルナリシガ、此絞罪
ヲ改メ、何レモ懲役終身

ニ處スルトナス、

以テ犯セハ、各々等内人ニ
リ、罪出等ヲ減ス、
若シ**說事過錢** 仲口ヲキ、
取次ク一ナリ、過ト 取次ク一ナリ、過トスル者、等
ハ、取次クナシ、 内人ハ、錢ヲ受ル人ニ、一等
ヲ減ス、等外人ハ、二等ヲ減ス、
罪、徒一年半ニ止ル、若シ別
ニ財ヲ受ル者ハ、枉法不枉法

二 贓ニ計ヘ、重キニ從テ論ス、

說事過錢スル者ガ、等内人
ナレハ、財物ヲ受取タル人
ノ罪ヨリ、一等ヲ減シテ罪
ス、等外人ナレハ、受錢人ノ
罪ヨリ、二等ヲ減シテ罪ス、
罪、徒一年半ニ止リテ、コレ
内ヨリ重クセサルナリ、若シ
口入錢ナドニ託シテ、別ニ
自分ノ手ヘ財ヲ取入ル者
ハ、在法贓不在法贓ニ計ヘ
テ、過錢ノ罪ト、何カガ重キ
ヤシ比較シ、重キ方ニ就テ
罪スルナリ、

在法ノ贓、各注アル者、財ヲ
出ス

人、一人ニ非ラズ、幾口カアルヲ云フ、
通算

シテ、全科ス、

在法贓ナシ、幾口カラモ取ル
者ハ、取タリル口々ノ財物
ヲ一所ニ合セテ、總高ヲ以
テ、積リテ、何程ノ贓ト計ヘ、
ソレニテ、罪ヲ定ムルナリ、
一兩以下、杖六十

一兩以上、杖七十

一十兩以上、杖八十

二十兩以上、杖九十

三十兩以上、杖一百

四十兩以上、徒一年

五十兩以上、徒一年半

六十兩以上、徒二年

出六

七十兩以上、徒二年半

八十兩以上、徒三年

九十兩以上、流一等

一百兩以上、流二等

一百一十兩以上、流三等

二百五十兩以上、絞

等外人ハ、三百兩以上、絞

不枉法ノ贓、各主アル者通

學集編領受贓律 ○四

改定律例受贓律 ○四

算シテ全科ス、

一兩以下、笞五十

一兩以上、杖六十

一十兩以上、杖七十

二十兩以上、杖八十

三十兩以上、杖九十

四十兩以上、杖一百

五十兩以上、徒一年

六十兩以上、徒一年半

七十兩以上、徒二年

八十兩以上、徒二年半

九十兩以上、徒三年

一百兩以上、流一等

一百一十兩以上、流二等

新律綱領受贓律 ○五

改定律領受贓律 ○五

一百二十兩以上、流三等
三百兩以上、絞

等外人ハ、三百兩以上ニ
至リ、罪流三等ニ止ル、

坐贓致罪

凡枉法不枉法ノ事ニ因リ、
財ヲ受ルニ非スシテ、贓ニ

坐シ、罪ニ致ス者ハ、通算シ
テ罪ヲ科ス、與ル者ハ、五等
ヲ減ス、

訴訟人ヨリ財物ヲ取ルハ、
皆ナハキトシタル贓罪ナ
リ、其外ニ贓罪ト云難キヤ
ウナルコトナレバ、物ヲ取ル
故ニ、贓罪ニ坐スル、之ヲ坐
贓ト云フ、坐贓ノ罪アル者
ハ、取タル財物ノ多少員數
ヲ計ヘ合セ、總高ヲ以テ、罪
ヲ割付ルナリ、財物ヲ與フ

ル者比、罪アリ、然レモ取ル者比、比ヌレハ、輕キユヘ、取タル者ノ罪ヨリ、五等ヲ減シテ罪ス、

五兩以下、答一十

五兩以上、答二十

二十兩以上、答三十

四十兩以上、答四十

六十兩以上、答五十

八十兩以上、杖六十

一百兩以上、杖七十

一百二十兩以上、杖八十

一百四十兩以上、杖九十

一百六十兩以上、杖一百

二百兩以上、徒一年

四百兩以上、徒一年半

六百兩以上、徒二年
八百兩以上、徒二年半
一千兩以上、徒三年

事後受財

凡官吏、承行ノ事アリ、先キ
ニ財ヲ送ル^カヲ^ル聴許セス、
事過ルノ後、財ヲ受ケ、事若
シ枉斷スル者ハ、枉法ニ準

事後受財條例

第二百四十三條 凡官吏、
事後財ヲ受ル者ハ、本條
ニ依リ、罪ヲ科スト雖モ、
其錢ヲ出シ、及ヒ過スル

シテ論シ、事枉斷セザル者

ハ、不枉法ニ準シテ論ス、並
ニ罪、流三等ニ止ル、錢ヲ出
シ、及ヒ過スルノ人ハ、並ニ

杖七十

官吏、其掛リノ事務ヲ扱フ
ニ、事濟ミニナラヌ前ハ、財
物ヲ受取ラザレド、落着シ
タル後キ、禮物ヲ受クルニ、
扱ヒ事、若シ依怙アレンハ、枉

ノ人ハ、並ニ杖七十二處
スル律ヲ改メ、坐贓ニ依
テ論シ、一等ヲ減シテ、並

ニ罪、懲役七十日ニ止ル、
官吏、事ノ落着後ニ、財ヲ
受ル者ハ、本條ニ依リ、罪
ヲ割付ルト雖モ、其錢ヲ
出シ、及ヒ取次タル人ハ、
並ニ杖七十二處スル律
ヲ改メテ、ソレヲ坐贓ニ
依テ論シ、其本罪ヨリ一

法ニ準シテ罪ヲ論シ、依怙
ナレハ、不枉法ニ準シテ罪
ヲ論ス、何レモ流三等ニ止
ル、受取ル者ノミ罪アルニ
アラズ、其賄賂ヲ遣フタル
者、及ヒ取次スル人モ、罪ア
ルヲ以テ、並ニ杖七十ニ罪
ス、

聽許財物

凡官吏、財物ヲ送ルヲ聽
許スレハ、未タ接受セスト
雖モ、事若シ枉ル者ハ、枉法

等ヲ減シテ罪ス、何レモ
罪、懲役七十日ニ止ル、

ニ準シテ論シ、事枉ケサル

者ハ、不枉法ニ準シテ論シ、
各一等ヲ減ス、枉ル所重キ
者ハ、各重キニ從テ論ス、

官吏、財物ヲモラフ約束ヲ
ナセハ、未タ手ニハ受取ラ
スト雖モ、事ノ捌ニ、若シ依
怙ヲナセル者ハ、枉法ニ準
シテ罪ヲ論シ、依怙ヲセサ
レハ、不枉法ニ準シテ論シ、
其所テ各一等ヲ減ス、依怙

ノ仕方大ナル者ハ、其罪ト
受財トノ内、一方ノ重キニ
從テ、論スルナリ、

以財請求

凡諸人、事アリ、財ヲ以テ官
吏ニ請求シ、法ヲ枉ルコトヲ
得ント欲スル者ハ、與フル
所ノ財ヲ計ヘ、坐贓ニ依テ
論ス、若シ難テ避ケ、易ニ就

以財請求條例

第二百四十四條 凡枉法
ノ事ニ非スト雖モ、財ヲ
以テ、官吏ノ受理ヲ請求
スル者ハ、與フル所ノ財
ヲ計ヘ、坐贓ニ依テ論シ、

キ、枉クル所ノ罪、重キ者ハ、

重キニ從テ論ス、

事アリテ、官吏ノ捌キヲ仰
クニ、財ヲ出シテ、官吏ニ與
ヘ、賄ヒテ、依怙ヲサセント
スル者ハ、其賄ヒニ遣ヒタ
ル所ノ財物ノ員數ヲ算用
シ、坐贓ニ依テ論ス、コレハ
前ノ官吏受財條ノ、ソノ與
ヘタル者ニ就テ、ノ捌キナ
リ、若シ難テ避ケ、易キヲ得
ンコトヲ求ムル爲メニ、財物
ヲ賄フテ、難テ避ルノ罪重
ケレハ、其罪ト此罪トヲ引

一等ヲ減ス、

官吏ニ依怙ノ捌キヲサ
セントスルニ非スト
モ、財物ヲ與ヘテ、官吏ニ
受理ヲ請ヒ、求ムル者ハ、
其與ヘタル所ノ財物ノ
員數ヲ計算シ、坐贓ニ依
テ論シ、其上テ、一等ヲ減
シテ罪スルナリ、

クテ、重キ方ニツイテ、罪
スルナリ、

若シ官吏、刀、踏留難イロ、ナシ、イラシカク 題チシ

カケテ、事ノ將チ、シテ、歸結フクチヤク

明ケヌコト云フ、

ナ與ヘス、及ヒ強チ用ヒテ、

別ニ事ヲ生シ、逼抑イヤト 財物

ナ出サチハ事ヲラヌ、シテ、財

ヲ取受スル者ハ、錢ヲ出ス
人ハ、坐セス、

官吏其擧ギコトヲ色々トカ
コツケテ、將チ明ケ落着チ
ツケス、及ヒ無體ニ外ノ事
ヲ、言カケテイヤトモ財ヲ
出サチハナラヌ様ニシテ、
取受スル者ハ、此時財ヲ出
シタル者ニ、罪ヲキナリ、

官吏求借財物

凡監臨官吏、勢ヲ挾ミ、所部

内ノ財物ヲ求索借貸求索

所望シカケルナリ、借貸ト
ス、借用シカケルコトナリ、

ル者ハ、並ニ贓ニ計ヘ、不枉
法ニ準シテ論シ、強ヲ用ヒ
テ、索借スル者ハ、枉法ニ準
シテ論シ、罪、流三等ニ止ル、
其監臨ニアラサル官吏ハ、
各一等ヲ減ス、

監臨官吏、威勢ヲ肩ニカケ
テ、支配内ノ者ニ、財物ヲム
シ、ソシタリ、借用スル者ハ、

索借シタル財物ノ員數ヲ
計算シ、不枉法ニ準シテ論
シ、強談ヲ以テ、無理ニムシ
ンシタリ、無理ニ借用スル
者ハ、強ノ罪、重キガ故ニ、枉
法ニ準シテ論シ、死ニ該ル
モ、罪、流三等ニ止ル、右様ノ
一チナス人、監臨ニアラサ
ルノ官吏ナレハ、監臨官吏
ノ罪ヨリ、一等ヲ減シテ罪
ス、

若シ官ヲ去リ、舊部内ノ財
物ヲ受ケ、及ヒ求索借貸ス

ル者ハ、各在官ノ時ニ、三等
ヲ減ス、

役義ノアガリタル後テ、舊
ノ支配内ノ者ニリ、財物ヲ
受ケタリ、ムシクヤ借用ヲ
ナス者ハ、各在官ノ時ニ該
ル罪ニ、三等ヲ減シテ罪ス、

家人求索

凡監臨官吏ノ家人奴僕、所
部内ニ於テ、財物ヲ取受シ、

及ヒ求索スル者ハ、各監臨
官吏ノ罪ニ、二等ヲ減ス、監
臨ニアラサル、官吏ノ家人
奴僕ハ、又一等ヲ減ス、若シ
監臨官及ヒ官吏、情ヲ知ル
者ハ、同罪、罪流三等ニ止ル、
知ラサル者ハ、坐セス、

監臨官吏ノ家人ヤ奴僕、其

家長ノ支配シ居ル、所部内ニ於テ、財物ヲ收受シタリ、ムシクナル者ハ、各監臨官吏ノ求借罪ニ、二等ヲ減シテ罪ス、監臨ニテモナキ、官吏ノ家人ヤ、奴僕ナシハ、監臨官吏ノ罪ニ、三等ヲ減シテ罪ス、若シ監臨官吏ヤ、監臨ニアラサル官吏、其家人、奴僕ノ所業ヲ知リツ、差置ク者ハ、本犯ト同罪ナリ、然レモ、罪流三等ニ止ル、全ク知ラサル者ハ、罪サヌナリ、

因公科斂

凡官吏、公務ニ因テ、擅ニ所部内ノ財物ヲ科斂スル者ハ、己レニ入レスト雖モ、答五十、贓重キ者ハ、坐贓ヲ以テ論ス、己レニ入ル、者ハ、贓ニ計ヘ、枉法ヲ以テ論ス、公務ノ入用ニ付テ、役ニ當テ、民ヨリ財物ヲ割付ケ取立ルニ、一己ノ量見ヲ以テ、

擅ニ科斂スル者ハ、其取立
タル財物ヲ、自分ノ懷ニ入
レサルモ、答五十ニ罪ス、贓
物ヲ取ル多キ者ハ、其罪重
シ、故ニ坐贓ヲ以テ論ス、民
ヨリ取立タル財物ヲ、私用
ニ充タス者ハ、贓ニ計ヘ、枉
法ヲ以テ罪ヲ論ス、
其公務ニ因ルニ非スシテ、
所部内ノ財物ヲ科斂シ、己
レニ入ル者ハ、贓ニ計ヘ、
不枉法ヲ以テ論ス、若シ科

斂シテ人ニ餽送スル者ハ、

己レニ入レスト雖モ、罪同

公務ノ入用トナルニ非ス
シテ、私ニ所部内ノ人ニ、財
物ヲ割付ケ取リテ、私用ニ
充タス者ハ、贓ニ計ヘ、不枉
法ヲ以テ論ス、若シ科斂シ
タル財物ヲ、自分ノ義理ニ
遣ヒ用ユル者ハ、己ノ手ニ
入レサルモ、罪同シキナリ、

尅留盜賊

凡巡捕官吏己ニ盜賊ヲ獲

テ、贓物ヲ尅留押ヘテ留メ

物ニセシスハ、官
ハ送ラヌナリ、官シ、官司ニ送

ラサル者ハ、答三十已レニ

入ル、者ハ、贓ニ計ヘ、不枉

法ヲ以テ論ス、

巡リテ盜賊ヲカテ捕
ル官吏、已ニ盜賊ヲ捕
獲テ、其賊ノ盜ミタル贓
物ヲ、押ヘト、メテ、官司
ニ差出サヌ者ハ、答三十

ニ罪ス、尅留シテ、我物ニ
ナス者ハ、贓ニ計ヘ、不枉
法ヲ以テ論ス、

受外國人餽送

凡官吏人、私ニ外國人ノ餽

送ヲ受ケ、即時ニ官ニ告サ

ル者ハ、贓ニ計ヘ、不枉法ヲ

以テ論ス、

官吏人、私ニ外國人ヨリ、送
ル斤ノ音物ヲ受取り、ソノ

受外國人餽送條例

第二百四十五條 凡外國

人ノ餽送スル、飲食、土宜

等、交際ノ禮ニ係リ、互ニ

相贈遺スル者ハ、官ニ告

ケスト雖モ、以不枉法論

事ヲ、早速ニ官へ申出テザル者ハ、賍ニ計ヘ、不枉法ヲ以テ論ス、

ノ限ニ在ラス、

外國人ヨリ音物トシテ、送タル飲料ヤ、又ハ國産ノ品物ナト、交際上ノ禮ニ係ハリタルコニテ、相互ヒニ遺リ取リスルトナソハ、官司ニ申出デサルトモ、不枉法ヲ以テ論スルノ限ニ入テサルナリ、

新律綱領卷五目錄

詐偽律 計九條

詐爲官文書

對詔上書詐不以實

偽造官印

偽造寶貨

偽造斛斗秤尺

改定律例目錄

詐偽律 計十四條

詐爲官文書 一條

對詔上書詐不以實 一條

偽造官印 一條

偽造寶貨 十條

改正偽造寶貨條例

改正偽造斛斗秤尺條例

新律註解卷五目錄 ○ 一

改定律註解卷五目錄 ○ 一

偽造私印
詐稱官
詐稱病死傷
詐教誘人犯法
犯姦律計五條
犯姦
親族相姦
姦家長妻女
詐稱官一條
犯姦律計九條
犯姦一條
改正犯姦條例二條
親屬相姦一條
姦家長妻一條

姦部民妻女
居喪及僧尼犯姦
雜犯律計一十條
折毀揭榜場
販賣鴉片烟
賭博
囑託公事
姦部民妻一條
居喪犯姦一條
改正居喪犯姦條例
犯姦條例四條
雜犯律計二十三條
賭博四條

失火	失火三條
費用受寄財產	改定律例第二百七十五條改正
放火	放火四條
得遺失物	得遺失物五條
違令	違令二條
不應爲	不應爲三條
捕亡律計六條	捕亡律計二十條

追捕罪人	追捕罪人一條
罪人拒捕	獄囚脫監及反獄逃走五條
獄囚脫監及反獄逃走	懲役人逃十條
徒流人逃	徒流人逃條例改正
主守不覺失囚	主守不覺失囚三條
藏匿罪人	藏匿罪人一條
斷獄律計一十一條	斷獄律計七條

新律註解卷五目錄 ○三 改定律註解卷五目錄 ○三

故禁無罪人	陵虐罪囚	與囚金刃	教囚翻異	老幼不拷訊	獄囚誣指無罪人	出入人罪	答杖不如法	婦人犯罪
		與囚金刃二條				出入人罪二條		

死囚奏請待報	斷罪不當
死囚奏請待報一條	斷罪不當二條

新律綱領卷五

詐偽律

詐爲官文書

凡官ノ文書ヲ詐爲シ、及ヒ
増減スル者ハ、皆徒三年、省
臺寮司府藩縣ノ文書ハ、二
等ヲ減シ、餘ノ文書ハ、五等

新律綱領詐偽律 〇一

改定律例

詐偽律

詐爲官文書條例

第二百四十六條 凡私ノ
文書ヲ詐爲スル者ハ、情
ヲ量リ不應爲ニ問ヒ、輕
重ヲ分ツ、

改定律例詐偽律 〇一

ヲ減ス、未タ施行セサル者
ハ、各一等ヲ減シ、重事ニ關
スル文書ハ、各一等ヲ加フ、
若シ規避スル所アル者ハ、

各重キニ從テ論ス、

太政官ノ文書ヲ詐ニモテ爲ク
ル者、及ヒ本ヨリアルル文書
ニ、言辭ヲ増シタリ減シタ
リスル者ハ、首從ノ別ナク、
皆十徒三年ニ處ス、省臺寮

官ニ關セサル私ノ文書
ヲ詐リツクル者ハ、其心
入ノ最モ惡ム可キト、少
シハ用捨ス可キトナシ、
量リ、不應爲重不應爲輕ニ、
分ツテ處分ス、

使府藩縣ノ文書ヲ詐爲ス
ル者ハ、官ノ文書ヲ詐爲ス
ル罪ニ、二等ヲ減シ、徒二年
ニ罪シ、此餘公ノ文書ヲニ
セスルハ、官ノ文書ニ、五等
ヲ減シ、杖一百ニ罪ス、何レ
ノ文書タリモ、詐爲スルノ
ミニテ、未タ施行ハヌナレ
ハ、各々一等ツ、ヲ減シテ
罪ス、シカシ重大ノ事件ニ
關涉スル文書ナレハ、各々
一等ツ、ヲ加ヘテ罪ス、若
シ文書ヲニセツクリタル
ニ、規避スル所アル者ハ、其
心入惡キ故、規避スル所ノ
罪ト、詐爲ノ罪トノ内、何レ

タリト、重キニツイテ罪ス、
 其當該ノ官司、知テ聽行ス
 ル者ハ、各同罪、罪、流三等ニ
 止ル、知ラサル者ハ、坐セス、
 當該ノ官司中ニ、詐爲ノ情
 ナ知リツ、聽ルシテ施行
 スル者アソハ、本犯ト同罪
 ナリ、併シ本犯ノ罪、重シシ
 テ、死刑ニ入ルモ、聽行者ハ、
 罪、流三等ニ止ル、全ク知ラ
 スシテ、施行スル者ハ、罪ナ
 キナリ、

對詔上書詐不以實

凡對詔及ヒ奏事上書ニ、詔
 ナ承ケテ奉答スルナ、對詔ト
 云フ、己レカ職務ニ就キ、行フ
 可キ一チ奏問スルナ、奏事ト
 云フ、己レガ職分ニテハナク
 レト、當時ノ政務上チ料簡
 シテ申上ルナ、上書ト云フ、詐
 テ實ヲ以テセサル者ハ、徒
 二年、

對詔及ヒ奏事上書中ニ、詐

新律綱領詐僞律 ○三

對詔上書詐不以實條

例

第二百四十七條 凡對詔
 及ヒ奏事上書ヲ除ク外、
 上ニ告ルニ、詐テ實ヲ以
 テセサル者ハ、懲役一年、
 事情輕キ者ハ、懲役八十
 日、

改定律例詐僞律 ○三

ヲ記載セテ、眞實ヲ以テセ
サル者ハ、徒二年ニ罪ス、

偽造官印

凡官ノ印ヲ偽造スル者ハ、
綾、省臺寮司府藩縣ノ印ハ、
流一等、餘ノ印ハ、徒一年、未

對詔、及ヒ奏事、上書ヲ、除
クノ外、其餘上ニ申立ル
筋ニ、詐リヲ言ツテ、實ヲ
以テセサル者ハ、懲役一
年ニ罪ス、事柄ノ輕キ者
ハ、懲役八十日ニ罪ス、

偽造官印條例

第二百四十八條 凡官ノ
印ヲ偽造スル者ハ、綾ニ
處スル律ヲ改メ、懲役終

タ行使セサシ者ハ、各一等

ヲ減ス、財ヲ得ル者ハ、各盜
罪ヲ以テ、重キニ從テ論ス、

太政官ノ印ヲ偽造スル者
ハ、絞罪ニ處ス、省臺寮司府
藩縣ノ印ヲ偽造スル者ハ、
流一等ニ罪ス、其餘ノ公印
ヲ偽造スルハ、徒一年ニ罪
ス、偽造セシノミニテ、未
其印ヲ押テ行使セサル者
ハ、各一等ヲ減シテ罪ス、其
印ヲ用ヒテ、財ヲ計リ得シ

身

太政官ノ印ヲ偽造スル
者ハ、絞罪ニ處スルナリ
シカ、此律ヲ改メテ、懲役
終身ニ罪ストナス、

者ハ、財ノ取方ニ從ヒ、各
罪ヲ以テ論シ、盜罪ト偽造
ノ罪トノ内、何レタリハ、重
キ方ニツイテ罪ス、

偽造寶貨

凡寶貨ヲ偽造シ、己ニ行使
スレハ、銀數ノ多寡ヲ論セ
ス、首タル者ハ、梟從タル者
及ヒ匠人、贖金銀緒幣、及ヒ
作具等ヲ製造ス

改正偽造寶貨律

第二百四十九條 凡寶貨
ヲ偽造シ、己ニ行使スル
者、首ハ、斬從、及ヒ匠人、若
クハ、情ヲ知テ行使スル

ル者、若クハ情ヲ知テ、買使
スル者ハ、並ニ斬、其雇人、祿
役ニ供スル者ハ、乾曝桃永
打炭等ノ

徒三年、

雜事ニ役ス
ル者ヲ云、
ニセ金ヲ造リテ、己ニ通用
ニ使ヒタルハ、金錢ノ員數
多少ヲ論セズ、首タル者ハ、
梟死ニ處ス、從タル者、及ヒ
匠人、若クハ、贖金ト云情ヲ
知リツ、手ニ入レ使フ者
ハ、何レモ斬罪ニ處ス、其

者ハ、懲役終身、其雜役ニ
供スル者ハ、懲役十年、未
タ行使セサル者ハ、各一
等ヲ減ス、

寶貨ヲ偽造シテ、己ニ通
用ニ使ヒタル者ハ、金數
ニ拘ハラズ、首ヲ斬罪ニ
處シ、從タル者、及ヒ匠人、
若クハ、贖金ノ情ヲ知リ
ツ、買使スル者ヲ、懲役
終身ニ處シ、偽造ノ雜役

ノ雇人ヤ、又ハ襍役ニ供スル者ハ、徒三年ニ罪ス、

若シ偽造、已ニ成リ、未タ行

使セサル、首タル者ハ、斬、從

タル者、及ヒ匠人ハ、流三等

雇人ハ、徒一年半、若シ偽造、

未タ成ラザル、首タル者ハ、

流三等、從タル者、及ヒ匠人

ニ供スル者ヲ、懲役十年ニ罪ス、偽造スルマデニテ、未タ通用サセヌナレハ、各一等ツ、チ減シテ罪ス、

其偽造、未タ成ラサル者、

首ハ、懲役三年、從、及ヒ匠

人ハ、懲役二年半、雜役者

ハ、懲役百日、

贖金ヲ造リ、未タ出來上ラサル者、首ハ、懲役三年

ハ、徒三年、雇人ハ、徒一年、

若シ贖金、已ニ出來上リ、
レ共、未タ通用サレサル

首ハ、斬罪ニ處ス、其從タル者、及ヒ匠人ハ、流三等ニ罪

ス、雇人ハ、徒一年半ニ罪ス、若シ贖金ノ未タ出來上ラ

サル者ハ、流三等ニ罪ス、從タル者、及ヒ匠人ハ、徒三年

ニ罪ス、雇人ハ、徒一年ニ罪ス、

若シ過チ悔テ、自首スル者、

已ニ行使スルハ、一等ヲ減

ニ罪ス、從タル者ヤ、匠人ハ、徒二年半ニ罪ス、雜役ニ供スル者ハ、懲役百日ニ罪ス、

若シ過チ悔ヒ、自首スル

者、已ニ行使スルハ、二等

ヲ減シ、未タ行使セサル

ハ、罪ヲ免ス、

犯人、過チチ後悔シテ、自ラ己レノ罪ヲ訴出ル者、已ニ其贖金ヲ通用ニ用

シ、行使セサルハ、罪ヲ免ス、
府藩縣通行ノ貨幣モ、亦同

シ、
若シ犯人、其過ヲ後悔シ
テ、自ラ己ノ罪ヲ訴出ル
者、已ニ價金ヲ通用ニ用ユ
ルハ、本罪ニ一等ヲ減シ、通
用ニ用ヒサル内ナレハ、罪
ヲ免ルサル、府藩縣通行ノ
貨幣ヲ偽造スルモ、總テ右
ト同様ナリ、

ユルハ、本罪ニ二等ヲ減
シテ罪ス、未タ通用ニ用
ヒサル内ナレハ、罪ヲ免
ルサル、ナリ、

偽造寶貨條例

第二百五十條 凡金銀貨

幣ノ邊緣ヲ剪錯シテ、利

ヲ取り行使スル者ハ、懲

役三年、

金貨幣ヤ、銀貨幣ノ邊緣
ヲ剪リ取りテ、利ヲ貪ホ
リ、其貨幣ヲ通用サスル
者ハ、懲役三年ニ罪ス、

第二百五十一條 凡紙幣

ノ字樣ヲ挑剗シ、成片ヲ
補鑿シ、筆畫ヲ描改シ、眞
ヲ以テ偽ニ作り、行使ス
ル者ハ、懲役五年

紙幣ノ文字摸樣ヲケツ
リ取リタリ、成片ノ赤キ
ヲ青ク、青キヲ赤クナド、
補鑿直シタリ、何十錢何
圓ナドト云筆畫ヲ描改

第二百五十二條 凡偽造

タルヲ知テ買取シ、未
タ行使セサル者ハ、已買
使者ニ一等ヲ減ス、

實貨ノ偽造ナルヲ知
リツ、買取リテ、未タソ
レヲ通用ニ用ヒサル者
ハ、已ニ買使スル者ノ罪

ニリ、一等ヲ減シテ罪ス、

第二百五十三條 凡偽造

タルヲ知テ、雇テ偽ケ、
接遞シテ、真貨ニ兌換ス
ル者ハ、知情買使ヲ以テ

論ス、

實貨ノ偽造ナルヲ知
リツ、頼マレテ仲次ヲ
ナシ、本トウノ通用貨幣
ニ兩替スル者ハ、情ヲ知

テ買使スルト云テ以テ
罪論ス、

第二百五十四條 凡偽造

スルノ情ヲ知テ、其屋ヲ
給シ、及ヒ窩藏スル者ハ、
已未行使ヲ分テ、並ニ偽
造從テ以テ論ス、

贋貨ヲ造ルルヲ云テ
知リツ、下宿サセタリ、
竊テナシテウシムル者

ハ、其贗貨ノ已ニ行使スル
ルト、未タ行使セサルト
ナ分チ、何レモ偽造寶貨
ノ從ト云チ以テ論ス、

第二百五十五條 凡雜役

ニ供スル者、雇工錢ニ、偽
貨ヲ受ケ、行使スル者ハ、

知情行使律ニ依ル、

雜役ニ供スル者ハ、首從
ヨリハ、罪輕ケレトモ、其雇
工錢チ、今度造リタル偽

貨ニテ受取り、行使スル
ハ、情ヲ知テ行使スルノ
律ニ依ル、

第二百五十六條 凡偽造

已ニ成リ、未タ行使セス
シテ、悔悟シ、其夥黨ヲ脫
スト雖モ、首報セサル者
ハ、偽造已成未行使ヲ以
テ論ス、其偽造未タ成ラ

サル者ハ、懲役百日、

偽造已ニ出来上リテ、未
タ行使セサル内ニ、先非
チ悔悟シ、其仲間トシテ
ルトモ、偽造チ自白シ、訴
出サル者ハ、偽造已ニ成
リ、未タ行使セサルト云
チ以テ罪チ論ス、偽造ノ
未タ出来上ラサル内ニ、
仲間脱ケシテ、首報セサ
ル者ハ、懲役百日ニ罪ス、

第二百五十七條 凡人ノ

寶貨チ偽造スルヲ知

テ、官司ニ申報セサル者

ハ、違令重ニ問フ、

人ノ寶貨チ偽造スルチ
知リナガラ、其事チ官司
ニ訴出サル者ハ、罪チ違
令重ニ問フ、

第二百五十八條 凡寶貨

チ取受スルノ後、始テ偽

造ニ係ルヲ知リ、官ノ

檢視ヲ經スシテ、行使ス

ル者ハ、不應爲重ニ問フ
實貨ヲ人ヨリ受取リテ、
手ニ入レタル後チニ、始
メテ其貨ノ贋造ニ係ル
ヲ知レハ、官ニ申出テ
、目^メ監^キヲ願フ可キ等ナ
ルニ、其檢視ヲ經スシテ、
知ラヌ顔ニ行使スル者
ハ、罪ヲ不應爲重ニ問フ、

改正條例

偽造寶貨條例

明治六
年六月

日太政官二百三
十一號御布告

紙幣辨印スルニ、漏印、及

ヒ倒用スル者ハ、一張ニ、
懲役十日、三張毎ニ、一等
ヲ加ヘ、罪、懲役七十日ニ
止ル、若シ検査官吏、朦朧
交收スル者、罪亦同、

偽造斛斗秤尺

凡斛斗秤尺

凡斛斗秤尺

斛ハ斗マスナ

スナリ、秤ハ、ハカリナ

リ、尺ハ、モノサシナリ、

造スル者ハ、流一等從タル

者、及ヒ匠人ハ、徒三年

斛斗秤尺ヲ偽造スル者ハ、
流一等ニ罪ス、從タル者、及
ヒ偽斛斗秤尺、及ヒ作具等
ヲ製スルノ匠人ハ、徒三年
ニ罪ス、

交ハルル者、亦同

此ハ、昔ノ銚査官、吏、類、類

セ、凡ハ、罪、懲、分、十、日、ニ

懲、分、十、日、三、張、辨、ニ、一、等

口、附、用、ス、ル、者、ハ、一、張、ニ、

改定律例 凡斛斗秤尺

偽造斛斗秤尺條例

明治

六年八月二日 太政官
二百七十九號 御布告

凡斛斗ノ邊緣ヲ增補シ、秤

量ノ標星懸紐ヲ變換シ

テ、利ヲ圖ル者ハ、懲役一

年半、情輕キ者ハ、不應爲

律ニ問ヒ、輕重ヲ分ツ、

罪、ハ、各、盜、罪、以、テ、論、ス、
凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、
凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、
凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、
凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、

ハ、各盜罪キドテ、重キニ盜

一百根キ、秤ハ、類ニ信

凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、

凡、各、盜、罪、以、テ、論、ス、

偽造私印

凡私印ヲ偽造スル者ハ、杖
一百、財ヲ得ル者ハ、贓ニ計
ヘ、各盜罪ヲ以テ、重キニ從
テ論ス、

私ノ印ヲ偽造スル者ハ、杖
一百ニ罪ス、其印ヲ以テ財
ヲ得ル者ハ、得タル財ヲ算
用シ、各盜罪ヲ以テ論シ、盜
罪ト偽造私印罪トノ内、何

凡無官者シテ、有官ト詐稱

シ、或ハ官司ノ差遣ト詐稱

シテ、人ヲ捕ヘ、及ヒ官員ノ

姓名ヲ詐冒シテ、求爲スル

所アル者ハ、徒二年半、犯ス

所輕キ者ハ、杖七十、

新律綱領詐偽律 〇十五

改定律例詐偽律 〇十五

詐稱官條例

第二百五十九條 凡鄉貫

名氏ヲ詐稱シテ、客塵ニ

宿スル者ハ、不應爲輕ニ

問フ、

住所貫屬姓名ヲ詐稱シ
テ、旅籠屋ニ泊リ宿ル者
ハ、罪ヲ不應爲輕ニ問フ、

ハ見任官ノ子孫弟姪家令
者ハ其得タル財ヲ算用シ
テ、竊盜ニ準シ、竊盜罪ト詐
稱官罪トノ内、何レカ重キ
一方ニツイテ論ス、シカシ
罪、流三等ニ止ル、

詐稱病死傷

凡官吏人等、疾病ト詐稱シ、
事臨テ難ヲ避ル者、杖
三十、避ル所事重キ者ハ杖
七十

七十

官吏人等、詐テ病氣ヲ唱へ、
事アル時ニ臨ンテ難ヲ避
ル者ハ、答三十ニ罪ス、避
ル所ノ事柄重キ者、杖七十
ニ罪ス、

若シ罪ヲ犯シテ、死スト詐

稱シ、喚問喚出シナ免シ

トスル者ハ、徒一年半、避ル所

事重キ者ハ、各重キニ從テ

論ス、

若シ罪ヲ犯シタルニ、呼出
サレ吟味アラシク恐レ、ソ
レヲ免レシメ、死亡セリ
ト詐稱スル者ハ、徒一年半
ニ罪ス、避ル所ノ罪ト、詐稱
罪トノ内、何レカ重キ一方
ニツイテ論ス、

若シ人ト忿争シテ、故カラ

ニ自ラ、傷殘シ、人ニ詐賴

付ケ言カスル者ハ、杖七十
ケナリ

其雇ヒテ受ケ、太ノ爲ニ傷

殘スル者ハ、犯人ト同罪、因

テ死ニ致ス者ハ、闘殺罪ニ

一等ヲ減ス、

若シ人ト忿争シタルニ、相
手方ヲ罪ニ落サントテ、故
カラニ自分手ヲ傷テコシ
ラヘ、傷ヲ負ハセラレタリ
ト言カケスル者ハ、杖七十
ニ罪ス、雇ハレ頼マレテ傷
ヲ捺ヘヤル者ハ、犯人ト同

罪ナリ、雇ハレテ傷ヲコシ
テヘヤルニツイ、死ニ致ス
者ハ、闘殺罪ニ一等ヲ減シ
テ罪ス、

若シ當該ノ官司、知テ聽行

スル者ハ、同罪、罪流三等ニ

止ル、知ラサル者ハ、坐セス、

若シ其カ、リノ官司ニテ、詐
稱ノ情ヲ知リ、ナガラ、聽行
スル者ハ、犯人ト同罪ナリ、
其カ、シカシ、犯人カ死刑ニ入ル
モ、共々死刑ニハナラズシ

テ、罪流三等ニ止ル、其情ヲ
全ク知テサル者ナレハ、罪
サヌナリ、

詐教誘人犯法

凡詐テ人ヲ教誘シテ、法ヲ

犯サシメ、卻テ自ラ捕獲シ、

若クハ告舉シ、或ハ人ヲシ

テ捕告セシムル者ハ、法ヲ

犯スノ人ト同罪、

詐テ人ヲス、メ誘ナヒテ、
法ヲ犯サシメ、自分ハ卻テ
其人ヲカラメ捕リタリ、若
クハ訴人シタリ、或ハ人ヲ
シテ捕獲告訴セシメ、官ヨ
リ褒美ヲ受ケントスル者
ハ、教誘サレテ法ヲ犯シタ
人ト、同罪ナリ、

犯姦律

犯姦

凡和姦

男女納得ツクニテ、
密通スルヲ云フ、姦

ハ、密通
ナリ、
ハ、各杖七十、夫アル

者ハ、各徒三年、

男女思ヒ合フテ、密通スル

ハ、男モ女モ、各杖七十ニ罪

ス、夫ノアル婦ト、姦通スル

ハ、男女各徒一年ニ罪ス、

若シ媒合

密通ノ仲
人ナリ
及ヒ容

改正犯姦律

犯姦

第二百六十條 凡和姦、夫

アル者ハ、各懲役一年、妾

ハ、一等ヲ減ス、若シ媒合、

密通ノ
仲人、
及ヒ容止

密通ノ
宿ヲス

ルコ
ナリ、
シテ通姦セシムル

者ハ、犯人ノ罪ニ三等ヲ

止

密通ノ宿ヲシテ通姦セ

シムル者ハ犯人ノ罪ニ一

等ヲ減ス

若シ密通ノ仲人及ヒ仲宿
ヲシテ通姦セシムル者ハ
犯姦人ノ受ル罪ヨリ一等
ヲ減シテ罪ス

強姦スル者ハ流三等未タ

成ラザル者ハ一等ヲ減ス

減ス強姦

女ノ合點セズ

云フスル者ハ懲役十年

未タ成ラサル者ハ一等

ヲ減ス因テ折傷スル者

ハ懲役終身婦女ハ坐セ

ス十二歳以下ノ幼女ヲ

姦スル者ハ和姦ナリト

因テ折傷スル者ハ絞婦女

ハ坐セス十二歳以下ノ幼

女ヲ姦スル者ハ和ト雖モ

強ト同ク論ス

強姦スル者ハ流三等ニ罪
ス未タ姦ノ成ラサル者ハ
已ニ成ルノ罪流三等ヨリ
一等ヲ減ス強姦スルニ因
テ女ヲ折傷スル者ハ絞罪
ニ處テ姦セラル婦女ハ罪
ナキナリ十二歳以下ノ幼

雖ニ強ト同ク論

ス

男女思ヒ合フテ密通ス
ルニ夫ノアル婦ナレハ
男婦各懲役一年ニ罪ス
妾ナレハ婦ノ罪ヨリハ
一等ヲ減ス若シ密通ノ
仲人ヤ仲宿ヲナシテ通
姦セシムル者ハ犯姦人
ノ受ル罪ヨリ三等ヲ減
シテ罪ス納得セヌ女ヲ
無理ニ姦スル者ハ懲役
十年ニ罪ス強姦セント

女ヲ姦スル者ハ、和姦ト雖
トモ、強姦ト同ク論スルナ
リ、

親屬相姦

凡父祖ノ妾、姑、姊妹、及ヒ子

シテ、未タナラサル者ハ、
己ニ成ルノ罪、懲役十年
ヨリ一等ヲ減ス、強姦ス
ルニ因テ、婦女ヲ折傷ス
ル者ハ、成否ヲ論ぜズ、懲
役終身ニ處ス、強姦サレ
シ婦女ハ、罪ナキナリ、十
二歳以下ノ幼女ヲ姦ス
ル者ハ、納得ツクナリト
モ、強淫ト同様ニ罪スル
ナリ、

親屬相姦

第二百六十一條 凡父祖

孫ノ婦、兄弟ノ女ヲ姦スル
者ハ、各流三等、強姦スル者
ハ、斬、

若シ母ノ姊妹、及ヒ兄弟ノ
妻、姪ノ妻ヲ姦スル者ハ、各
流一等、強姦スル者ハ、絞、妾
ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ減

ノ妾、伯叔姑、姊妹、及ヒ子
孫ノ婦ヲ姦スル者ハ、各
懲役三年、強姦スル者ハ、
懲役終身、若シ母ノ姊妹、
及ヒ兄弟ノ妻、姪ノ妻ヲ、
姦スル者ハ、懲役二年、妾
ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ

ス、強姦スル者ハ、絞

若シ前夫ノ女、同母異父姉

妹ヲ姦スル者ハ、各徒三年

強姦スル者ハ、絞

減ス、強姦スル者ハ、並ニ

懲役終身、

父祖ノ妻、伯姑チカ、叔姑チカ、姉妹
及ヒ子孫ノ妻ト、密通ス
ル者ハ、各懲役三年ニ罪
シ、強姦スル者ハ、懲役終
身ニ罪ス、若シ母ノ姉妹
及ヒ兄弟ノ妻ヤ、姪ノ妻
ト、密通スル者ハ、各懲役二
年ニ罪ス、前項ノ親屬ノ
妻ト、姦通スル者ハ、妻ト
姦スル罪ニ、各一等ヲ減
ス、強姦スル者ハ、何レモ

懲役終身ニ罪ス、

若シ兄弟姉妹ノ女、及ヒ

前夫ノ女、同母異父姉妹

ヲ姦スル者ハ、各懲役一

年、強姦スル者ハ、懲役終

身、

姦家長妻

姦家長妻女

凡奴僕雇人、家長ノ妻ヲ姦

第二百六十二條 凡雇人、

スル者ハ、流三等、姦婦ハ、徒三年、強姦スル者ハ、斬
若シ家長ノ女、姉妹、及ヒ姑若クハ兄弟ノ妻ヲ姦スル者ハ、流一等婦女ハ、凡姦ヲ以テ論ス、強姦スル者ハ、絞妻ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ

家長ノ妻ヲ姦スル者ハ、各懲役一年半、強姦スル者、懲役終身

雇人ガ、家長ノ妻ト姦通スレハ、双方懲役一年半ニ罪ス、強姦スル者ハ、懲役終身ニ罪ス、

減ス、強姦スル者ハ、絞

若シ家長ノ娘、及ヒ姉妹、家長ノ兄弟ノ妻ト姦通スル者ハ、流一等ニ罪ス、婦女ハ、凡姦ヲ以テ論ス、強姦スル者ハ、絞罪ニ處ス、前項ノ妻ヲ姦スル者ハ、各一等ヲ減シテ罪ス、妾ナリト強姦スレハ、絞罪ニ處ス、

姦部民妻女

凡官吏、所部内ノ妻女ヲ姦スル者ハ、凡、罪ニ二等ヲ

姦部民妻

第二百六十三條 凡官吏、部民ノ妻ヲ姦スル者ハ、

加フ、婦女ハ、凡姦ヲ以テ論

ス、

官吏タル者、其支配下ノ者
ノ妻ヤ娘ヲ姦スレハ、凡姦
ノ罪ニ、二等ヲ加ヘテ罪ス、
相姦スルノ妻女ハ、凡姦ヲ
以テ論ス、

居喪及僧尼犯姦

凡父母、舅姑及ヒ夫ノ喪ニ

居リ、若クハ僧尼ノ姦ヲ犯

懲役一年半、相姦スルノ

妻ハ、懲役一年、

官吏タル者、支配下ノ者
ノ妻ト姦通スレハ、懲役
一年半ニ罪ス、相手ニナ
リシ妻ハ、凡姦ヲ以テ論
シ、懲役一年ニ罪ス、

居喪犯姦

第二百六十四條 凡父母、

舅姑及ヒ夫ノ喪ニ居リ、

ス者ハ、各凡姦罪ニ、二等ヲ

加フ、相姦スルノ人ハ、凡姦

ヲ以テ論ス、

父母、舅姑及ヒ夫ノ喪ニ居
ル者ヤ、僧尼、姦罪ヲ犯セハ、
各凡姦罪ニ二等ヲ加ヘテ
罪ス、相姦スルノ人ハ、凡姦
ヲ以テ罪ス、

姦ヲ犯ス者ハ、各凡姦ニ

一等ヲ加フ、相姦スルノ

人ハ、凡姦ヲ以テ論ス、

父母ヤ舅姑ヤ、又ハ夫ノ
喪中ニ慎モナク、姦通ノ
罪ヲ犯ス者ハ、各凡姦ニ
一等ヲ加ヘテ罪ス、相姦
スルノ人ハ、喪ニ居ル者
デモナキユヘ、凡姦ヲ以
テ罪ス、

犯姦條例

罪人... 罪人... 罪人...
 以... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...

罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...
 罪人... 罪人... 罪人...

第二百六十五條 凡和姦

ノ後姦情敗露ニ因テ姦

婦海道自盡スル者ハ姦

夫精ヲ知ラスハ罪ニ

罪ニ等シ加又ハ夫

人思ハ姦ヲ密通シテ

一罪ヲ知ラスハ罪ニ

姦ハ或ハ切道ニ各

第二百六十六條 凡雜姦

雜姦ハ男色ヲ云フ

ル者ハ各懲役九十日

士族ハ破廉恥甚ヲ以テ

論ハ其姦セラハノ

童十五歳以下ノ者ハ坐

セス、若シ強姦スル者ハ、
懲役十年、未タ成ラサル
ハ、一等ヲ減ス、

雜姦ヲナス者ハ、其兩男
各懲役九十日ニ罪ス、華
族士族、此姦ヲ犯セハ、破
廉恥甚ナリ以テ罪ヲ論ス、
雜姦セラル、ノ幼童、年
十五歳以下ノ者ナレハ、
罪サスナリ、若シ無理ニ
姦スル者ハ、懲役十年ニ
罪ス、強姦ノ未タ成ラサ
ル者ハ、懲役十年ヨリ一

等ヲ減シテ罪ス、

第二百六十七條 凡私娼

ヲ街賣スル、窩主ハ、懲役
四十日、婦女及ヒ媒合容
止スル者ハ、一等ヲ減ス
若シ父母ノ指令ヲ受ル者
ハ、罪ヲ其父母ニ坐シ、婦
女ハ坐セス、

表向ノ娼妓ニテモナキ者、私ニ娼ヲナシテ、金ノタメ色ヲ賣ルニ、其窩主タル者ハ、懲役四十日ニ罪シ、街賣ノ婦女、及ヒ他人、仲宿ヲスル者ハ、窩主ノ罪ヨリ一等ヲ減ス、若シ其婦女ガ、父母ノ下知ヲ受ケテ賣ルナレバ、罪ヲ其父母ニキセテ、婦女ノ罪サヌナリ、

第二百六十八條 凡僧尼ノ姦手犯ス者ハ、凡姦罪

ヲ以テ論ス、

僧尼、姦罪ヲ犯シタル者ハ、凡姦罪ヲ以テ論シ、僧ニ屬スルトニ云テ別段ニ重クハ、罪サヌナリ、

改正條例 明治六年十月十七日

凡犯姦條例 明治六年十月十七日

政官三百四十九號 御布告

強姦死ニ致ス者ハ斬

犯姦條例 明治六年七月二十八日

太政官二百七
十三號御布告

凡妻妾ヲ縱容シテ人ト通

姦セシムル者ハ本夫姦

夫姦婦各懲役一年因テ

財ヲ圖ル者ハ枉法ニ準

シ重キニ從テ論ス

モ以テ論ス

雜犯律

此篇ハ、何レノ篇ヘモ入
レカタキ類ヲ聚メテ、一
類トナシテ、雜犯ト名ツ
ケタリ、此外ニ眞犯死罪、
雜犯死罪ト云フアリ、是
ハ別ナリ、

折毀揭榜場

凡揭榜場 制札ヲ揭ケ
置ク場所、
ナ折毀

シ、及ヒ板榜 揭榜場ニ揭ケ
アル制札ナリ、

雜犯律

ヲ毀スル者ハ、徒三年

制札場ノ屋根ヲ取リコハシタリ、制札ヲコハス者ハ、徒三年ニ罪ス、

販賣鴉片烟

凡鴉片烟ヲ販賣シテ、利ヲ

圖ル者、首ハ、斬、從ハ、流三等

鴉片^{アヘン}煙草^{タバコ}ヲ販賣シテ、利益ヲ圖ル者ノ首ハ、斬罪ニ處シ、從タル者ハ、流三等ニ罪ス、

若シ人ヲ引誘シテ、吸食セ

シムル者ハ、絞、從、及ヒ情ヲ

知り、^{イヘチカシラダシ}房屋ヲ給スル者ハ、流

三等、引誘セラレテ、吸食ス

ル者ハ、徒一年、

若シ人ヲ勸メ誘フテ、鴉片烟ヲ吸食セシムル者ハ、固ヨリ利ヲ圖ルニハアラサレドモ、國禁ヲ犯スユヘ、絞罪ニ處ス、從タル者、及ヒ情ヲ知リツ、房屋ヲ借シ渡タ

ス者ハ、流三等ニ罪ス、引誘
セラレテ、鴉片烟ヲ吸食ス
ル者ハ、徒一年ニ罪ス、

若シ販賣シテ、未タ售賣セ
サル者、首ハ、流三等、從ハ、徒
三年、買食スル者ハ、徒二年
半、並ニ鴉片烟ハ、官ニ沒入
ス、

若シ鴉片烟ヲ販賣シタル
ノミニテ、未タ售賣セサル

者、其首ハ、流三等ニ罪ス、從
タル者ハ、徒三年ニ罪ス、買
求メテ吸食スル者ハ、徒二
年半ニ罪ス、何レモ見當ル
所ノ鴉片烟ハ、官府ニ沒收
スレナリ、

若シ官吏、知テ舉セサル者
ハ、同罪、罪、流三等ニ止ル、財
ヲ受ル者ハ、枉法ヲ以テ重
ニ從テ論ス、

若シ官吏、右等ノ事ヲ知リ